

# 匝瑳市議会平成18年3月定例会議事日程（第1日）

3月10日（金曜日）午前10時開会

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会期の決定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 報告（第1号）・議案（第1号―第31号）・陳情（第1号―第3号）の上程
  - 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
  - 議案第 1号 平成17年度匝瑳市一般会計予算について
  - 議案第 2号 平成17年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について
  - 議案第 3号 平成17年度匝瑳市老人保健特別会計予算について
  - 議案第 4号 平成17年度匝瑳市介護保険特別会計予算について
  - 議案第 5号 平成17年度匝瑳市病院事業会計予算について
  - 議案第 6号 平成18年度匝瑳市一般会計予算について
  - 議案第 7号 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について
  - 議案第 8号 平成18年度匝瑳市老人保健特別会計予算について
  - 議案第 9号 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計予算について
  - 議案第10号 平成18年度匝瑳市病院事業会計予算について
  - 議案第11号 匝瑳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
  - 議案第12号 匝瑳市障害者自立支援に関する条例の制定について
  - 議案第13号 匝瑳市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第14号 匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第15号 匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第16号 匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

議案第19号 匝瑳市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定に

ついて

議案第20号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議につ

いて

議案第21号 千葉県自治センターの解散に関する協議について

議案第22号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第23号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市

町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第24号 九十九里地域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び九十九里

地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第25号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東

総地区広域市町村圏事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第26号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を

除くことに伴う財産の処分に関する協議について

議案第27号 東総衛生組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第28号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協

議について

議案第29号 八匝水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第30号 八日市場市外三町消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八日市

場市外三町消防組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第31号 八匝介護認定審査会の共同設置の廃止について

陳情第1号 医療制度の改善を求める陳情書

陳情第2号 介護保険制度の改善を求める陳情書

陳情第3号 「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に

関する陳情書

## 6 市長提案理由の説明

7 議案（第20号—第31号）に対する質疑

8 散 会

---

出席議員（38名）

|      |               |      |               |
|------|---------------|------|---------------|
| 議 長  | 及 川 新三郎 君     | 副議長  | 熱 田 一 一 君     |
| 1 番  | 越 川 竹 晴 君     | 2 番  | 小 川 博 之 君     |
| 3 番  | 石 田 加 代 君     | 4 番  | 浅 野 勝 義 君     |
| 5 番  | 栗 田 剛 一 君     | 6 番  | 川 口 明 和 君     |
| 7 番  | 椎 名 嘉 寛 君     | 8 番  | 江波戸 友 美 君     |
| 9 番  | 荻 谷 進 一 君（早退） | 10 番 | 田 村 明 美 君     |
| 11 番 | 及 川 重 幸 君     | 12 番 | 佐 藤 悟 君       |
| 14 番 | 佐 瀬 公 夫 君     | 15 番 | 小 川 昌 勝 君     |
| 16 番 | 大 木 輝 久 君     | 17 番 | 浪 川 茂 夫 君     |
| 18 番 | 鵜之沢 孝 夫 君     | 19 番 | 行 木 新太郎 君     |
| 20 番 | 林 芙 士 夫 君     | 21 番 | 佐 藤 浩 巳 君（早退） |
| 22 番 | 安 藤 新 一 君     | 23 番 | 佐 藤 正 雄 君     |
| 24 番 | 岩 井 孝 寛 君     | 25 番 | 石 田 勝 一 君     |
| 26 番 | 及 川 重 良 君     | 27 番 | 山 崎 剛 君       |
| 29 番 | 熱 田 孝 雄 君     | 30 番 | 伊 東 孝 君       |
| 31 番 | 石 毛 好 郎 君     | 32 番 | 行 木 勲 君       |
| 33 番 | 平 野 四 郎 君     | 34 番 | 鈴 木 莊 右 君     |
| 35 番 | 林 日 出 男 君     | 36 番 | 江波戸 勝 男 君     |
| 37 番 | 大 木 傳 一 郎 君   | 38 番 | 岩 瀬 藤 作 君     |

---

欠席議員（なし）

---

事務局職員出席者

|         |         |       |         |
|---------|---------|-------|---------|
| 事 務 局 長 | 實 川 豊 治 | 主 幹   | 佐久間 正 行 |
| 次 長     | 若 梅 和 巳 | 主 査 補 | 伊 藤 政 子 |

書 記 川 島 誠 二

地方自治法第121条の規定による出席者

|               |           |                      |           |
|---------------|-----------|----------------------|-----------|
| 市 長           | 江波戸 辰 夫 君 | 収 入 役 者<br>職 務 代 理 者 | 増 田 誠 君   |
| 秘 書 課 長       | 角 田 道 治 君 | 企 画 課 長              | 飯 田 正 信 君 |
| 総 務 課 長       | 那 須 章 典 君 | 財 政 課 長              | 宇 野 健 一 君 |
| 税 務 課 長       | 磯 部 範 夫 君 | 市 民 課 長              | 増 田 重 信 君 |
| 環 境 生 活 課 長   | 古 作 和 英 君 | 健 康 管 理 課 長          | 桑 田 政 雄 君 |
| 産 業 振 興 課 長   | 加 瀬 健 二 君 | 都 市 整 備 課 長          | 鎌 形 信 雄 君 |
| 建 設 課 長       | 野 口 晴 夫 君 | 福 祉 課 長              | 渡 邊 克 浩 君 |
| 高 齢 者 支 援 課 長 | 柏 熊 明 典 君 | 市 民 病 院 長            | 林 喜 美 雄 君 |
| 教 育 委 員 会 長   | 江 波 戸 寛 君 | 教 育 委 員 会 長          | 鈴 木 勘 治 君 |
| 教 育 委 員 会 長   | 熱 田 恒 雄 君 | 教 育 委 員 会 長          | 鈴 木 憲 一 君 |
| 農 業 委 員 会 長   | 片 岡 守 君   | 農 業 委 員 会 長          | 布 施 勝 敏 君 |

### 開会の宣告（午前10時05分）

○議長（及川新三郎君） ただいまから、匝瑳市議会平成18年3月定例会を開会いたします。



### 開議の宣告

○議長（及川新三郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は38名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



### 説明員として通知のあった者の報告

○議長（及川新三郎君） 次に、今期定例会に法第121条の規定に基づく長及び行政委員会の委員長、または委員についての議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、機関の回報により別紙一覧表のとおりであります。よって、お手元に配付いたしました印刷物により御了承願います。



### 会期の決定

○議長（及川新三郎君） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、日程表（案）のとおり本日から3月28日までの19日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。よって、会期は日程表（案）のとおり19日間と決定いたしました。



### 会議録署名議員の指名

○議長（及川新三郎君） 日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第81条の規定により、議長において、2番議員、小川博之君、37番議員、大木傳一郎君の両名を指名いたします。

#### 会議録署名議員

2番 小川博之君

37番 大木傳一郎君



報告（第1号）・議案（第1号―第31号）・陳情（第1号―第3号）  
の上程

○議長（及川新三郎君） 次に、市長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので御報告いたします。

日程第3、日程に従いまして、報告第1号、議案第1号から議案第31号までと、陳情第1号から陳情第3号までを一括上程し、議題といたします。

そのまま暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

---

午前10時07分 再 開

○議長（及川新三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

---

発言の申し出（訂正）

○議長（及川新三郎君） なお、ここで、那須総務課長から議案の訂正について発言の申し出がありましたので、これを許します。

那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） 議案の訂正でございますけれども、大変申しわけございませんが、議案第31号にミスプリントがございましたので差しかえをお願いいたします。申しわけございませんでした。

---

市長提案理由の説明

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案の朗読を省略して、会議規則第37条第1項の規定により、直ちに市長から提案理由の説明を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認め、これより市長から提案理由の説明を求めます。

江波戸市長。

〔市長江波戸辰夫君登壇〕

○市長（江波戸辰夫君） 皆様方、改めましておはようございます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を申し上げさせていただきます。

平成18年3月定例会の開会にあたりまして、私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただきます。

このたびの市長選挙におきましては、市民の皆様の御信任を頂き、匝瑳市長に就任させていただきます。

これも議員各位をはじめとして、市民の皆様の温かい御支援と御理解の賜物と心から感謝申し上げますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

今後とも、市民の皆様、一人ひとりとのふれあいを大切にしながら、市民の目線に立った市政運営に心がけてまいる所存でございます。

さて、地方行政を取り巻く環境は、地方分権が推進する中における国と地方を通じた財政状況の著しい悪化、本格的な少子・高齢化社会の到来などますます厳しさを増しております。

そのような状況の中、保健、医療、福祉などの多様化する住民要望に応えるため、効率的な行財政運営や地方分権に対応する政策能力の向上への対応が早急に求められており、併せてこれらに伝えていく責務があります。

さらに匝瑳市は、みどり豊かな下総台地の広大な丘陵と、白砂青松の九十九里海岸に代表されるように、豊かな自然環境に恵まれており、この素晴らしい自然や文化と共生しながら、市民が快適に暮らせるまちづくりを進める必要があります。

今後は、新生「匝瑳市」の将来像である『海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち』の実現を目指し、市民と一丸となってまちづくりを進めてまいります。

私は、旧八日市場市と旧野栄町が合併して誕生した「新生匝瑳市の未来」と「市民の幸せ」に使命感と責任を感じています。

市民の幸せのために選択した合併の成功は、これからの行政施策にかかっており、市民の幸せと合併の成功は一体のものであると確信しております。

「市民の幸せにつながるまちづくり」、「次世代に誇れる匝瑳市づくり」に向けて誠心誠意、全力で取り組む所存であります。

さて、我が国の経済動向ですが、内閣府による今年2月の月例経済報告では、景気の基調判断を、昨年8月から続けてきました「緩やかに回復している」から、「回復している」とし、半年ぶりに上方修正していますが、都市部と地方とでは回復の度合いに差があり、政府が言うほど地域経済は回復していないというのが実感です。

私といたしましては、地方も早くぬくもりを感じられるよう力を尽くしたいと考えております。

次に、平成18年度政府予算につきましては、一般会計の総額は前年度比3パーセント減の79兆6,860億円で4年ぶりの減少となり、予算が80兆円を下回るのは1998年度以来8年ぶりということであります。

一般会計については、構造改革を加速するための予算として国と地方の税財政を見直す「三位一体の改革」を推進し、地方向け補助金を削減したことなどにより、政策的経費である一般歳出は、平成17年度当初予算比で1.9パーセント減の46兆3,660億円となり、5年連続の緊縮型予算となりました。

また、平成18年度における「三位一体の改革」では、合計1兆8,667億円の補助金改革を実施することとしております。

この補助金改革を踏まえ、平成18年度の税制改正においては、所得税から個人住民税への恒久措置としての税源移譲を行うこととし、平成18年度予算では、所得譲与税として3兆円規模の税源が移譲されることとなっております。

また、地方交付税におきましては、一般会計における地方交付税の総額を抑制することとしております。

この結果、特別会計から地方に交付される地方交付税は、5.9パーセント減の15兆9,073億円となりました。

「三位一体の改革」が、名実ともに地方の自立を支援する取り組みとして、地方への負担増となることのないよう、引き続きその動向を注視いたしながら必要に応じて国に働きかけてまいります。

次に、本市財政について申し上げます。

平成18年度における本市の一般会計予算については、124億5,000万円で、特別会計と合わせた予算総額は、249億7,400万円の規模としたところであります。

平成18年度の当初予算は、骨格予算として編成しましたので、政策的経費や新市建設計画に基づく事業は計上せず、原則として経常的経費のほか、投資的経費では継続事業のみを計上いたしております。

次に、平成18年度における重点施策の概要について申し上げます。

平成18年度は、八日市場市・野栄町合併協議会において策定された「新市建設計画」に沿って行政運営に取り組み、新市の将来像である『海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち』の実現を目指してまいります。

新市建設計画では、新市のまちづくりについて5つの基本目標を掲げております。

第1は、『生きがいに満ち、笑顔があふれるまちをつくる』、健康福祉分野であります。

「笑顔があふれる」には、まず、市民が健康であることが大切です。

乳幼児から高齢者まで、年齢に応じて健康教育、健康指導を行い、市民の健康づくりの支援を行うとともに、各種予防接種や健康診査、がん検診などによる疾病の予防、早期発見につなげ、市民の健康増進に努めてまいります。

医療面についてであります。市民の期待や要望に応じていくには、何としても地域の中核医療施設である国保匝瑳市民病院を今後も存続させていかなければならないと考えます。

全国的な医師不足にある中での医師確保は、相当な困難を伴うものでありますが、現状を看過することなく今後も引き続き医師の確保に鋭意努力してまいりますとともに、「市民総合病院のあり方検討委員会」の御提言を常に念頭に置きながら経営健全化を図ってまいります。

また、東総地域では、東総地域における医療連携を円滑に推進するため、平成17年11月に県の健康福祉部と各市町で構成する「東総地域医療連携協議会」が設置されました。

現在、旭中央病院から医師を派遣していただいている一方で、旭中央病院での急性期を脱した患者などを受け入れ、互いに協力、連携を行っていますが、協議会の設置により、さらに旭中央病院等との連携を強化しつつ、機能分担などを検討し市民病院の役割を一層充実してまいります。

介護老人保健施設「そうさぬくもりの郷」につきましては、入所率が約90%と良好な利用状況にありますが、現状に満足することなく、今後もサービスの向上を目指し、地域に開かれた施設として、ぬくもりを与えられる施設運営に努めてまいります。

また、介護保険制度改革に伴い、平成18年4月から高齢者支援課内に地域包括支援センターを創設することといたしました。

地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、ケアマネジャーの三つの職種を配置し、高齢者等が住み慣れた地域で尊厳ある自分らしい生活を送るために、福祉、医療、権利擁護など、さまざまなサービスを包括的、継続的に提供してまいりますとともに、要支援、要介護状態にならないよう介護予防サービスを提供してまいります。

なお、地域包括支援センターの創設により、平成18年3月をもって基幹型の在宅介護支援センターを閉鎖することといたしますが、在宅介護支援センターの果たす役割、機能が失われないよう地域包括支援センターにおいて、介護予防サービスとともに在宅介護支援業務についても包括的に行ってまいります。

また、少子化が進むなかで、21世紀を担う子どもたちが健やかに生まれ育つよう子育ての社会的な支援が求められています。

このため、旧両市町において、平成17年3月に策定した次世代育成支援行動計画の基本理念を踏襲し、子ども一人ひとりの輝きを慈しみ、育てる喜びと楽しみを実感でき、みんなで支え合えるまちづくりを推進してまいります。

近年、我が子を守る立場にある親等により幼い子どもの命が奪われるなど、何とも痛ましい虐待事件が後を絶たない状況にあり、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重大な課題となっています。

このため、平成17年度に旧八日市場市において設置した児童虐待防止ネットワークの充実を図り、今後は、新市全域の関係機関と連携しながら児童虐待防止に取り組んでまいります。

障害者福祉については、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、4月から施行される障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を併せて策定してまいります。

また、障害者の心身の状態を総合的に判定し、サービスの種類や利用頻度を個人ごとに決定するため、「障害程度区分認定訪問調査事業」を実施し、障害者の視点に立ったきめ細やかな障害者施策が図れるよう努めてまいります。

第2は、『活力に満ち、はつらつとしたまちをつくる』、産業経済分野であります。

本市の農業は、2005年農林業センサスによると、農家数、農業従事者、経営耕地面積がいずれも減少しており、農業離れが進行しているといった状況を裏付ける結果となっています。

その背景には、農産物の輸入自由化による外国産農産物の流通拡大化、本市の基幹農作物である米の価格低迷、後継者不足による農業従事者の高齢化などいくつもの問題が浮かび上がり、農業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。

また、米の価格低迷は、近年の生活様式の変化に伴い食生活が多様化し、主食である米の消費が落ち込んでいることも原因の一つであるといわれております。

しかし、本市の主要な農作物である米は、今でも日本人の主食であることに違いはなく、米の価格を上げていくには、食味の良さはもちろんのこと、消費者にとって安全で安心な商品であるということ、さらには知名度、ブランド力が消費に大きな影響を及ぼすものであると考えます。

このため、近隣に有名な「多古米」があるように、本市で生産された米をブランド化し、ふれあいパーク八日市場などを通じて内外にアピールし売り出していくのも一つの方策ではないかと考える次第であります。

植木については、合併して匝瑳市となった今後においても、植木生産者、関係機関等の協力を得ながら、産地育成に努めてまいります。

さらに、植木産業は、本市の目玉でもありますから、匝瑳市の植木ブランド化に向けて、育成をするとともに、中国、ヨーロッパ各国と取引きをしている現状が一層活発化するよう機動してまいりたいと思っております。

畜産関係としては、「原点回帰飼料増産緊急対策事業」、「酪農ヘルパー助成事業」、「畜産防疫対策事業」など、畜産農家への支援策を実施し、飼養環境の向上、疾病予防対策の徹底、経営基盤の安定化を図ることにより安全で安心な畜産物の供給に努めてまいります。

また、農村整備面においては、「県営経営体育成基盤整備事業」、「県営かんがい排水事業」、「ふるさと農道整備事業」などの基盤整備事業を推進し農業経営環境の改善を図ってまいります。

水産業については、漁獲量の低迷や従事者の高齢化、後継者不足などといった厳しい経営環境にあるため、漁獲共済掛金の助成や制度資金の利子補給などを行い、今後とも経営の近代化や後継者の育成を支援し、漁業経営の維持、安定化に努めてまいります。

次に、商業についてであります。新市建設計画の地域別の整備方針では、国道126号沿線区域において、さらなる商業の集積を図り空洞化しがちであった地域商業の活性化を促進し、「商業軸」の形成を図るとしてあります。

より魅力的な商業軸を形成するため、商店街における消費者の購買欲を促す環境づくりや商業者が行う良好な経営環境の整備・維持に対して側面から支援してまいります。

また、JR八日市場駅前に位置するJT八日市場営業所の跡地について、商工会から市でJT跡地を取得してほしいとの強い要望があったため、先般、市土地開発公社で土地を購入したところであります。

その活用方法については、これまで、商工会を軸に「JT跡地活用対策委員会」を設置し、数度にわたり検討していただいております。

現時点ではまだ結論が出ておりませんが、今後、商工観光の活性化に資するため、最も効果的な活用方法について調査検討し、地域の発展につながる活用をしてみたいと存じます。

工業については、空港貨物取扱量、貿易額とも全国1位の成田国際空港に比較的近く、また、近々、松尾横芝・横芝光間が開通する銚子連絡道路の整備進展による利便性を活かして、地元企業の持つ技術や情報の活用及び新たな技術等の導入を支援し、既存企業の経営基盤の

強化や新規事業の展開を促進するとともに、地域資源を活かした起業を推進し、工業の振興を図ってまいります。

観光面においては、日帰り型観光や年間を通じての観光交流の場として、九十九里海岸沿岸の他の市町村との連携を一層強化し、「太平洋岸自転車道」の整備を促進してまいります。

また、ふれあいパーク八日市場やのさか望洋荘を観光拠点として、八重垣神社祇園祭や栢田の獅子舞など、歴史的な祭り、民俗行事と飯高寺などの文化財、さらに、本市の代表的な景観を織り成す里山、田園風景や海など、恵まれた地域資源を最大限に活用することにより、都市住民との交流を促し、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムを推進してまいります。

第3は、『自然と共生し、快適で安全なまちをつくる』、生活環境及び都市基盤分野であります。

まず、生活環境関係であります。近年、温室効果ガスの大量放出による地球温暖化など、地球規模での環境問題がますます深刻化し、世界各地で生物の生態系などに影響が出始めているという報道がされています。

特に、先進諸国における経済及び消費活動によってもたらされる環境への負荷を抑制する仕組み、資源循環型社会への進展が重要視されています。

本市では、美しい自然環境を後世にわたって保全し、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、「匝瑳市環境基本条例」に基づき、総合的かつ計画的に環境行政を推進してまいります。

大気汚染防止対策では、これまで旧八日市場市域で実施しておりました大気及び土壌環境におけるダイオキシン類の測定について、旧八日市場市域及び旧野栄町域のそれぞれ1箇所において調査を行ってまいります。

また、水質保全対策として実施しておりました公共用水域水質検査については、新たに旧野栄町域の大布川、新堀川の2河川4地点と弁天池1地点を、地下水水質検査では8地点を加え実施してまいります。

生活雑排水の浄化対策については、これまで、旧両市町とも「合併処理浄化槽設置促進事業」を実施し、浄化槽の設置に一定の成果を上げてまいりましたが、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る補助については、平成18年度から旧野栄町域にも拡大することとし、これまで以上に普及率の向上に努めてまいります。

環境美化対策については、「匝瑳市まちをきれいにする条例」に基づき、環境の美化と美

観の保護を図り、清潔できれいなまちづくりを推進してまいります。

ごみの減量化対策については、旧八日市場市で実施してまいりました「生ごみ堆肥化容器設置促進事業」と「生ごみ処理機設置促進事業」を「生ごみ処理機等設置促進事業」として一本化するとともに、新市全域に拡大し、ごみの減量化と再資源化を促進してまいります。

次に、消防については、合併に伴う非常備消防エリアの拡大に適宜対応しながら、常備消防との連携をさらに深め、消防団員の育成を行うとともに消防施設の整備と消防装備の配備を計画的に行い、消防団活動の充実、強化を図ってまいります。

防災面においては、しばらくの間は、旧市町の地域防災計画をもって運用することになりますが、今後、本市を取り巻く環境の変化や、合併による市域の変化を踏まえた見直しを行い、改めて防災指針を確立する必要があるため、震災や風水害などに対応した地域防災計画を新たに策定し、市民の生命及び財産の保護に努めてまいります。

また、今後は、旧野栄町域において新たに自主防災組織の設置、育成を進め、自主防災の重要性を新市全体に浸透させるとともに防災行政無線の統合整備を進め、迅速かつ的確な防災情報伝達体制の充実を図ってまいります。

さらに、大雨等による土砂災害を未然に防ぎ、市民の生命及び財産を守り、安心して暮らせる生活環境を築くため、「急傾斜地崩壊対策事業」を実施してまいります。

防犯体制については、警察や防犯協会との連携を強化し、地域ぐるみの活発な活動を推進することにより犯罪の未然防止に努めるとともに、夜間の犯罪を防止し歩行者の安全を図るため、今後とも防犯灯の計画的な整備と維持管理に努めてまいります。

次に、都市基盤関係であります。鉄道利用者の利便の向上を図るため、引き続き、「八日市場駅南口広場整備事業」を実施してまいります。

平成18年度においては、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインにも配慮しながら、八日市場駅に自転車用斜路を備えた南北連絡通路を整備してまいります。

また、車いす利用者等が安心して気軽に利用できるように、鉄道利用者との切替利用型の共用型エレベーターをJRが整備主体となり本市と共同で整備してまいります。

また、県と県道路公社が平成9年度から事業に着手し、建設を進めてまいりました銚子連絡道路の松尾横芝・横芝光間6.1キロメートルが3月25日午後3時に開通を迎える運びとなりました。

横芝光インターの開通に続いて、平成16年3月に調査区間から整備区間に格上げされた光町・旧八日市場市間の5キロメートルについても平成18年度からの事業着手が予定されてい

ますので、整備にあたっては、本市でも可能な限り県等に協力、要望していくことにより、本事業が1日も早く完成されます事をお願いを申し上げていきたいと思っております。

また、銚子連絡道路・横芝光インターへのアクセス機能を有する今泉地先の市道01015号線や匝瑳市民病院及び介護老人保健施設「そうさぬくもりの郷」といった本市の中核的な医療、介護施設に隣接する松山地先の市道108号線など、主要な幹線道路や地域に密着する生活道路については、計画的、体系的な整備や適切な維持、補修を行ってまいります。

さらに、地域住民の足として、各集落と市内の主要施設などを結ぶ市内循環バスは、2月1日から旧野栄町域の野田・栄循環を新設し、路線数を5路線から6路線へと拡充したところであります。

今後は、野田・栄循環により旧八日市場市域と旧野栄町域を結び、学生や高齢者など、交通弱者等に対する交通手段の確保を図ってまいります。

第4は、『個性豊かに学び、人々が輝くまちをつくる』、文化教育分野であります。

学校教育では、確かな学力を身につけ、豊かな人間性と柔軟な創造性を備えた人づくりを行うため、家庭や地域との連携を深めながら、学校教育の充実に努めてまいります。

幼児教育については、幼児期に豊かな情操、人間形成の基礎を育むことが大切であり、そのための重要な役割を担っていますので、引き続き、幼稚園への就園の奨励や私立幼稚園への助成などを行い、市内における幼児期の教育を充実してまいります。

小学校教育については、パソコンを活用したIT教育や優れた知識や技術を有する地域の人材を活用して教育の多様化を図ってまいります。

また、低学年の多人数学級に補助教員を配置するなど、行き届いたきめ細かな指導を行うとともに、匝瑳小学校、飯高小学校及び八日市場小学校米倉分校における複式学級を回避するため、本市独自で補助教員を配置し、現行指導體制の維持を図ってまいります。

さらに、旧野栄町において、学校週5日制への対応として平成15年度から実施してまいりました「サタデースクール」につきましては、引き続き、野田小学校及び栄小学校を会場として実施してまいります。

また、最近では、特に小学校低学年児童が何者かに連れ去られて幼い命を奪われるといった悲しく残虐な事件や未遂事件が全国で発生しており、本市でも、子どもたちをねらった不審者情報が何件か寄せられております。

かけがえのない大切な子どもたちを不審者等から守るため、学校や地域社会、行政などの連携により、子ども達の安全を守る巡視活動などを行い、継続していくことにより児童生徒

の安全対策に努めてまいります。

中学校教育については、IT教育や地域の人材を活用した教育を行うほか、ALTを市内の三つの中学校に配置し、実践的な英語教育を推進してまいります。

このほか、心の教育の充実を図るために読書活動を推進し、また、深刻な悩みを抱えている生徒等に対する相談、助言を行うため、心の教室相談員及びスクールカウンセラーを各中学校に配置してまいります。

また、万一の交通事故から中学生を守るため、旧八日市場市で実施していた自転車通学用ヘルメットの購入に係る助成を新市に引き継ぎ、保護者の負担を軽減してまいります。

次に、市民の生涯学習のための各種講座や教室などの公民館主催事業については、勤労者や学生も参加しやすいように休日や夜間開催を増やすなど、内容を充実させ、市民の生きがいや心の豊かさ、教養を高めてまいります。

文化面においては、飯高寺において毎年「飯高檀林コンサート」を行い、市民に好評を得ているところであります。

静寂な林に囲まれた国の重要文化財・飯高寺は、御案内のとおり、天正の時代から明治初期までの約300年間、日蓮宗の高僧が日々修学にいそしんだ由緒ある学問所であります。

こうした厳かな場所での幾通りもの異なった音色が折り重なる演奏は、飯高寺の重厚な歴史をほうふつさせ、古今を結びつけるような感があり聴衆を魅了します。

今後も、こうした飯高檀林コンサートなど、市民の心が温まる文化事業を展開し、文化の薫るまちづくりを推進してまいります。

国際交流に関しては、地域の在住外国人との交流活動を推進し、相互理解を深めるため、国際交流協会への助成を引き続き行ってまいります。

また、普段、適度に体を動かしスポーツをすることは、健康、体力増進はもちろんのこと、心の豊かさを高める上でも大きな役割を果たしていると思います。

匝瑳市では、合併により八日市場ドーム、のさかアリーナという二つの大きな体育館を擁することになり、気軽に両方の施設を利用することができるようになりました。

このため、従来にも増してこれらのスポーツ施設などを有効に活用し、スポーツ教室や大会などを適宜開催し、スポーツ振興を図ってまいります。

また、コミュニティ事業の一環として、現在、旧八日市場市域の10地区の地域振興協議会等に補助金を交付し、市民の手づくりによる楽しい交流イベントが行われていますが、今後は、旧野栄町域にも本事業を拡大しコミュニティ活動の推進と地域連帯意識の醸成を図って

まいります。

第5は、『住民と行政が連携・協働するまちをつくる』、行財政分野であります。

平成18年度は、匝瑳市の始動の年でありまして、新たに定めていかなければならないことが多い大変重要な年度であります。

まずは、新市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、まちづくりの指針となる総合計画の策定を行ってまいります。

策定にあたっては、合併協議会で定めた新市建設計画の趣旨を可能な限り総合計画に反映をさせるとともに、市民が新市に対して何を望んでいるのか、どのような行財政運営を行ってほしいのか、市民の声を聞きながら、総合計画を策定してまいります。

現在、匝瑳市の新たなシンボルマークである市章の制定作業に取り組んでいるところですが、市章のデザインについて、昨年12月から1月にかけて、広報紙やインターネット、応募用紙により募集したところ、全国から1,754点もの作品が寄せられました。

これら多数の応募作品については、選定委員会により優秀作品4点以内と最優秀作品1点を選定し、『海・みどり・ひとがはぐくむ活力あるまち』にふさわしい市章を決定してまいります。

また、将来にわたって市民一人ひとりが共通の目標や願いを持ち、心豊かなまちづくりを進めるため、市民の意見を踏まえながら新たに市民憲章を制定するとともに市の象徴を定めることにより市への愛着心を育むため、市の花、木等を制定してまいります。

さらに、匝瑳市が目指す理想や目標、まちづくりへの決意などを明らかにするため、新たに各種都市宣言を行い市内外にアピールしてまいります。

本年5月には、旧八日市場市と旧野栄町の合併を記念し、市民とともにこれを祝うため、「匝瑳市合併記念式典」を開催いたします。

式典では、合併に御尽力を頂いた方々への合併功労者表彰や多くの応募作品より選ばれた市章の発表、新市のまちづくりについての作文等の発表を予定しております。

市民とともに、輝かしい匝瑳市の建設に向けて、決意を新たにしていきたいと思います。

次に、分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体においては、人口減少時代の到来、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適応することが求められております。

これまでも積極的に行政改革の推進に努めてまいりましたが、依然として地域経済が厳しい状況にあることから、その行政改革の進捗状況に対しては市民の厳しい視線が向けられて

います。

総務省では、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう地方に求めています。

本年1月からは、総務大臣主催の「地方分権21世紀ビジョン懇談会」を開催し、21世紀の地方分権のビジョンについて検討を始めています。

懇談会の議論では、現在、自治体の財政再建団体制度はあるものの、実効性には疑問の声が上がっており、財政規律の意識を高め責任を明確にした、より厳しい自治体の破綻法制が必要だとしています。

こうした破綻法制が実現されることになれば、自治体にとっては、これまで以上、財政再建に取り組まなければならない厳しい立場に立たされることになります。

したがって、本市は、合併したからといって改革の手立てを緩めることでは決してなく、本市の置かれている状況、本市を取り巻く環境を十二分に見極め、常に危機意識と改革意欲をもって取り組んでいく必要があります。

このため、総務省の指針に基づき、財政健全化や職員の給与及び定員管理の適正化などを盛り込んだ「集中改革プラン」を策定し、「入るを量りて出ざるを制す」の精神のもとに不断の努力で行財政改革に取り組んでまいり所存であります。

また、事務処理の電算システムによる運用は、今日の行政運営においては根幹を成し不可欠なものとなっており、さらなる事務の効率化等を推進するため、常に高性能なシステムへと計画的な更新を図っていく必要があります。

このため、合併に伴い、合併特有機能を有した新たな住民情報システムを導入したところであり、新市におきましても住民記録業務、税業務等における市民サービスの向上及び行政事務処理の効率化を図ってまいります。

また、電子市役所の実現に向けては、これまで、旧八日市場市において職員一人ひとりにパソコンを配備し、関係機関等との迅速な文書交換や情報共有による行政事務の効率化を図ってまいりましたが、このほど、新市全体における高度情報通信ネットワークを構築するため、文事管理システム、電子決裁システム等を新たに導入したところであります。

今後においても、システムの有効利用を推進し、内部事務処理の簡素化・効率化を図り、さらなる電子市役所の構築を推進してまいります。

以上が、平成18年度におきます重点施策の概要であります。

それぞれの施策の実施にあたりまして、私は、次の三つの政治姿勢をもって取り組む所存

であります。

まず、一つ目は、「市民の声をよく聞く」、二つ目は、「旧八日市場市民と旧野栄町民との融和を図る」、そして三つ目は、「受益と負担を明確にする」であります。

これら3本の政治姿勢のもと、「成せばなる 成さねばならぬ何事も 成らぬは人の成さぬなりけり」という上杉鷹山の格言を肝に銘じて、不退転の決意をもって取り組めますので、よろしく御協力をお願い申し上げます。

続きまして、本会議に提案をいたします報告1件、議案31件の概要の説明をさせていただきます。

#### 報告第1号

専決処分 の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、市有自動車による交通事故について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

#### 議案第1号

平成17年度匝瑳市一般会計予算について

本案は、平成18年1月23日に専決処分した暫定予算を組み入れ、平成17年度匝瑳市一般会計予算を歳入歳出それぞれ44億3,000万円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款市税が3億4,271万1,000円、2款地方譲与税が1億5,518万1,000円、3款利子割交付金が963万6,000円、4款配当割交付金が507万8,000円、5款株式等譲渡所得割交付金が238万9,000円、6款地方消費税交付金が9,424万1,000円、7款自動車取得税交付金が1億1,525万1,000円、8款地方交付税が2億4,748万円、9款交通安全対策特別交付金が414万4,000円、10款分担金及び負担金が1億1,814万6,000円、11款使用料及び手数料が1,502万6,000円、12款国庫支出金が5億3,180万3,000円、13款県支出金が4億1,225万8,000円、14款財産収入が558万6,000円、15款寄附金が2,000円、16款繰入金が5億6,821万8,000円、17款諸収入が5億1,225万円、18款市債が12億9,060万円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款議会費が4,209万6,000円、2款総務費が12億4,949万7,000円、3款民生費が7億5,685万2,000円、4款衛生費が2億7,036万4,000円、5款農林水産業費が2億5,088万4,000円、6款商工費が2,225万4,000円、7款土木費が2億4,854万4,000円、8款消防費が7,278万7,000円、9款教育費が5億9,416万7,000円、10款災害復旧費が23万7,000円、11款公債費が8億9,231万6,000円、12款諸支出金が2,000円、13款

予備費が3,000万円であります。

第2表繰越明許費につきましては、八日市場駅南口広場整備事業の自由通路新設工事委託料6,800万円を平成18年度に繰り越すものであります。

第3表債務負担行為につきましては、固定資産基礎資料整備業務委託のほか7件について債務負担行為を設定するものであります。

第4表地方債につきましては、合併推進事業費ほか11事業に充当するため限度額合計12億9,060万円を起こそうとするものであります。

#### 議案第2号

##### 平成17年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について

本案は、平成18年1月23日に専決処分した暫定予算を組み入れ、平成17年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算を歳入歳出それぞれ12億855万7,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款国民健康保険税が2億6,837万9,000円、2款一部負担金が2,000円、3款使用料及び手数料が1,000円、4款国庫支出金が6億1,894万1,000円、5款療養給付費等交付金が9,150万2,000円、6款県支出金が1億4,037万円、7款共同事業交付金が2,006万1,000円、8款財産収入が7,000円、9款繰入金が3,310万8,000円、10款諸収入が3,618万6,000円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款総務費が2,087万6,000円、2款保険給付費が7億9,210万7,000円、3款老人保健拠出金が1億7,076万円、4款介護納付金が9,318万3,000円、5款共同事業拠出金が2,945万円、6款保健事業費が328万2,000円、7款基金積立金が3,443万5,000円、8款公債費が12万5,000円、9款諸支出金が3,692万8,000円、10款予備費が2,741万1,000円であります。

#### 議案第3号

##### 平成17年度匝瑳市老人保健特別会計予算について

本案は、平成18年1月23日に専決処分した暫定予算を組み入れ、平成17年度匝瑳市老人保健特別会計予算を歳入歳出それぞれ8億7,556万4,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款支払基金交付金が4億8,083万7,000円、2款国庫支出金が1億4,916万2,000円、3款県支出金が878万2,000円、4款繰入金が1億8,832万1,000円、5款諸収入が4,846万2,000円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1 款医療諸費が 8 億 6,428 万 5,000 円、2 款公債費が 12 万 4,000 円、3 款諸支出金が 132 万 8,000 円、4 款予備費が 982 万 7,000 円であります。

#### 議案第 4 号

##### 平成17年度匝瑳市介護保険特別会計予算について

本案は、平成18年1月23日に専決処分した暫定予算を組み入れ、平成17年度匝瑳市介護保険特別会計予算を歳入歳出それぞれ 6 億 4,377 万 6,000 円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第 1 表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1 款保険料が 4,909 万 4,000 円、2 款分担金及び負担金が 170 万 6,000 円、3 款使用料及び手数料が 1,000 円、4 款国庫支出金が 2 億 2,341 万 5,000 円、5 款支払基金交付金が 2 億 283 万 7,000 円、6 款県支出金が 8,533 万 6,000 円、7 款財産収入が 2,000 円、8 款寄附金が 1,000 円、9 款繰入金が 4,124 万 7,000 円、10 款諸収入 4,013 万 7,000 円あります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1 款総務費が 2,826 万 2,000 円、2 款保険給付費が 5 億 7,538 万 6,000 円、3 款基金積立金が 3,145 万 5,000 円、4 款公債費が 1,000 円、5 款諸支出金が 502 万 9,000 円、6 款予備費が 364 万 3,000 円あります。

#### 議案第 5 号

##### 平成17年度匝瑳市病院事業会計予算について

本案は、平成18年1月23日に専決処分した暫定予算を組み入れ、国保匝瑳市民病院と介護老人保健施設そうさぬくもりの郷の運営のために必要な予算を編成するため、提案いたしました次第であります。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げますと、病院事業収益及び費用については、それぞれ 3 億 8,460 万円を予定いたしました。

また、介護老人保健施設事業収益及び費用については、それぞれ 9,840 万円を予定いたしました。

したがって、病院事業会計総額では、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ 4 億 8,300 万円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げますと、病院事業資本的収入は 3,370 万 9,000 円、病院事業資本的支出は 422 万 9,000 円といたしました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3,341 万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものといたします。

企業債につきましては、医療器械整備事業費に充当するため限度額2,790万円を起こそうとするものであります。

一時借入金の限度額につきましては、1億円とし、予定支出の各項の経費の金額の流用については、病院事業費用で医業費用、医業外費用と定め、介護老人保健施設事業費用では施設事業費用、訪問看護ステーション費用、ヘルパーステーション費用、在宅介護支援センター費用、施設事業外費用と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費1億9,507万1,000円、交際費8万8,000円といたしました。

他会計からの補助金等は、病院事業では、救急医療補助ほか9件で6,100万9,000円、介護老人保健施設事業では、企業債利息補助ほか4件で160万7,000円を計上し、たな卸資産の購入限度額は、5,000万円とするものであります。

#### 議案第6号

##### 平成18年度匝瑳市一般会計予算について

本案は、平成18年度匝瑳市一般会計予算を歳入歳出それぞれ124億5,000万円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款市税が35億2,458万3,000円、2款地方譲与税が6億1,600万円、3款利子割交付金が2,500万円、4款配当割交付金が620万円、5款株式等譲渡所得割交付金が640万円、6款地方消費税交付金が3億7,200万円、7款自動車取得税交付金が2億2,400万円、8款地方特例交付金1億347万7,000円、9款地方交付税が42億1,190万円、10款交通安全対策特別交付金が1,080万円、11款分担金及び負担金が4億1,229万5,000円、12款使用料及び手数料が8,603万8,000円、13款国庫支出金が7億3,555万2,000円、14款県支出金が3億9,181万8,000円、15款財産収入が2,806万4,000円、16款寄附金が3,000円、17款繰入金が5億5,000万円、18款繰越金が1億5,000万円、19款諸収入が2億4,247万円、20款市債が7億5,340万円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款議会費が2億6,936万3,000円、2款総務費が21億3,014万3,000円、3款民生費が31億6,239万3,000円、4款衛生費が14億8,022万8,000円、5款農林水産業費が4億7,977万3,000円、6款商工費が1億8,440万6,000円、7款土木費が8億7,177万9,000円、8款消防費が7億820万4,000円、9款教育費が13億7,100万円、10款災害復旧費が2万6,000円、11款公債費が17億6,646万6,000円、12款諸支出金が121万9,000円、13款予備費が2,500万円であります。

第2表債務負担行為につきましては、第二松丘園元利補給のほか9件について債務負担行為を設定するものであります。

第3表地方債につきましては、県営かんがい排水等事業費ほか7事業に充当するため限度額合計7億5,340万円を起こそうとするものであります。

#### 議案第7号

##### 平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算について

本案は、平成18年度匝瑳市国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ42億458万8,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款国民健康保険税が16億6,827万1,000円、2款一部負担金が2,000円、3款使用料及び手数料が1,000円、4款国庫支出金が14億285万1,000円、5款療養給付費等交付金が3億1,563万9,000円、6款県支出金が2億5,312万5,000円、7款共同事業交付金が7,651万8,000円、8款財産収入が8,000円、9款繰入金が3億9,649万2,000円、10款繰越金が8,709万2,000円、11款諸収入が458万9,000円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款総務費が1億590万6,000円、2款保険給付費が29億298万5,000円、3款老人保健拠出金が6億6,747万9,000円、4款介護納付金が3億7,939万1,000円、5款共同事業拠出金が1億1,819万2,000円、6款保健事業費が496万7,000円、7款基金積立金が6,000円、8款公債費が28万円、9款諸支出金が1,038万2,000円、10款予備費が1,500万円であります。

#### 議案第8号

##### 平成18年度匝瑳市老人保健特別会計予算について

本案は、平成18年度匝瑳市老人保健特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,406万9,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款支払基金交付金が17億1,534万9,000円、2款国庫支出金が9億6,506万3,000円、3款県支出金が2億4,126万6,000円、4款繰入金が2億3,126万5,000円、5款繰越金が2,012万1,000円、6款諸収入が100万5,000円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款医療諸費が31億6,394万3,000円、2款公債費が12万4,000円、3款諸支出金が2,000円、4款予備費が1,000万円であります。

#### 議案第9号

#### 平成18年度匝瑳市介護保険特別会計予算について

本案は、要介護高齢者等への適切な介護保険サービスの提供を行うとともに、介護保険事業の健全な運営を基本に予算を編成し、平成18年度匝瑳市介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ22億475万7,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款保険料が3億6,374万3,000円、2款使用料及び手数料が1,000円、3款国庫支出金が5億5,477万3,000円、4款支払基金交付金が6億5,357万1,000円、5款県支出金が2億6,689万8,000円、6款財産収入が2,000円、7款寄附金が1,000円、8款繰入金が3億5,884万3,000円、9款繰越金が440万1,000円、10款諸収入が252万4,000円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款総務費が6,199万3,000円、2款保険給付費が20億9,752万1,000円、3款財政安定化基金拠出金が210万円、4款基金積立金が1,000円、5款地域支援事業費が2,984万1,000円、6款公債費が1,000円、7款諸支出金が330万円、8款予備費が1,000万円であります。

#### 議案第10号

#### 平成18年度匝瑳市病院事業会計予算について

本案は、国保匝瑳市民病院と介護老人保健施設そうさぬくもりの郷の運営のために必要な予算を編成するため、提案いたしました次第であります。

初めに、業務の予定量について申し上げますと、国保匝瑳市民病院の年間患者数は、入院で4万2,978人、外来で11万2,700人とし、一日平均患者数は、入院で117.8人、外来で460人を予定いたしました。

また、介護老人保健施設そうさぬくもりの郷の年間施設利用者数は、入所で3万3,580人、通所3,675人、一日平均施設利用者数は、入所92人、通所15人を予定いたしました。

次に、収益的収入及び支出について申し上げますと、病院事業収益及び費用については、それぞれ21億8,400万円を予定いたしました。

また、介護老人保健施設事業収益及び費用については、それぞれ5億8,800万円を予定いたしました。

したがって、病院事業会計総額では、収益的収入及び支出の予定額は、それぞれ27億7,200万円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げますと、病院事業資本的収入は、5,961万5,000円、病院事業資本的支出は、1億5,945万3,000円、介護老人保健施設事業資本的支出

は、914万2,000円といたしました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億898万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものいたします。

企業債につきましては、医療器械整備事業費に充当するため限度額5,770万円を起こそうとするものであります。

一時借入金の限度額につきましては、3億円とし、予定支出の各項の経費の金額の流用については、病院事業費用で医業費用、医業外費用と定め、介護老人保健施設事業費用では施設事業費用、訪問看護ステーション費用、ヘルパーステーション費用、施設事業外費用と定めるものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費15億8,336万3,000円、交際費20万円といたしました。

他会計からの補助金等は、病院事業では救急医療補助ほか10件で1億9,486万3,000円、介護老人保健施設事業では、企業債利息補助ほか4件で3,199万5,000円を計上し、たな卸資産の購入限度額は、2億円とするものであります。

#### 議案第11号

匝瑳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、公の施設における指定管理者を指定するための手續等を定めるため、条例を制定いたしたく提案いたした次第であります。

#### 議案第12号

匝瑳市障害者自立支援に関する条例の制定について

本案は、障害者自立支援法に基づく匝瑳市障害者介護給付費等審査会及び自立支援給付に関する事項を定めるため、条例を制定いたしたく提案いたした次第であります。

#### 議案第13号

匝瑳市防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、八日市場市外三町消防組合の名称変更に伴い、所要の条文の整備をいたしたく提案いたした次第であります。

#### 議案第14号

匝瑳市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告、千葉県人事委員会勧告及び県内各市の状況を勘案し、一般職職員及び任期付職員の給与等の改正をいたしたく提案いたした次第であります。

主な改正内容を申し上げますと、調整手当の廃止、行政職給料表の改正、勤勉手当の支給率の改正等を行うものであります。

#### 議案第15号

匝瑳市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、平成18年度分からの国民健康保険税の税率を改正いたしたく提案いたした次第であります。

#### 議案第16号

匝瑳市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、保険料率を改正し、匝瑳市介護保険運営協議会の設置に関する事項及び匝瑳市介護認定審査会の定数等を定めるため、条例の一部を改正いたしたく提案いたした次第であります。

#### 議案第17号

匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、国保匝瑳市民病院に新たに国保匝瑳市民病院附属野栄診療所を設置するため、条例の一部を改正いたしたく提案いたした次第であります。

#### 議案第18号

匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、土地区画整理法及び公営住宅法施行令の一部改正に伴い、所要の条文の整備をいたしたく提案いたした次第であります。

#### 議案第19号

匝瑳市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について

本案は、匝瑳市長職務執行者の任期が終了したため、条例を廃止いたしたく提案いたした次第であります。

#### 議案第20号

千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について

本案は、千葉県自治センターの組織団体である市町村の廃置分合に伴う千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案いたした次第であります。

#### 議案第21号

千葉県自治センターの解散に関する協議について

本案は、平成18年3月31日をもって千葉県自治センターを解散することについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

#### 議案第22号

千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について

本案は、平成18年3月31日をもって千葉県自治センターを解散することに伴う財産処分を定めることについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

#### 議案第23号

千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、千葉縣市町村総合事務組合の組織団体である市町村の廃置分合及び千葉県自治センターの解散等に伴う千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議したいので地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

#### 議案第24号

九十九里地域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、九十九里地域水道企業団の組織団体である八日市場市及び匝瑳郡野栄町が平成18年1月23日に廃置分合したこと並びに山武郡成東町、同郡蓮沼村、同郡松尾町、同郡横芝町及び匝瑳郡光町が平成18年3月27日に廃置分合することに伴う九十九里地域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び九十九里地域水道企業団規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

#### 議案第25号

東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、東総地区広域市町村圏事務組合の組織団体である匝瑳郡光町が山武郡横芝町と平

成18年3月27日に廃置分合することに伴い、平成18年3月26日をもって組合を脱退することによる東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

#### 議案第26号

東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について

本案は、東総地区広域市町村圏事務組合の組織団体である匝瑳郡光町が山武郡横芝町と平成18年3月27日に廃置分合することにより、平成18年3月26日をもって匝瑳郡光町が東総地区広域市町村圏事務組合を脱退することに伴う財産処分を定めることについて、関係地方公共団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

#### 議案第27号

東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、東総衛生組合の組織団体である匝瑳郡光町が山武郡横芝町と平成18年3月27日に廃置分合することに伴う東総衛生組合同規約の一部改正について関係地方公共団体と協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

#### 議案第28号

匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の組織団体である匝瑳郡光町が山武郡横芝町と平成18年3月27日に廃置分合することに伴う匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

#### 議案第29号

八匠水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、八匠水道企業団の組織団体である匝瑳郡光町が山武郡横芝町と平成18年3月27日に廃置分合することに伴う八匠水道企業団規約の一部改正について関係地方公共団体と協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

#### 議案第30号

八日市場市外三町消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八日市場市外三町消防組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

本案は、八日市場市外三町消防組合の組織団体である八日市場市と匝瑳郡野栄町が平成18年1月23日に廃置分合したこと及び匝瑳郡光町と山武郡横芝町が平成18年3月27日に廃置分合することに伴う八日市場市外三町消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八日市場市外三町消防組合同約の一部改正について、関係地方公共団体と協議したいので、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項において準用する地方自治法第290条の規定により提案いたしました次第であります。

議案第31号

八匠介護認定審査会の共同設置の廃止について

本案は、八匠介護認定審査会の共同設置を廃止することについて、関係普通地方公共団体と協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により提案いたしました次第であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、御決賜りますことをお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（及川新三郎君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

なお、陳情第1号から陳情第3号までについては、お手元に配付の文書表の要旨により御了承を願います。



#### 発言の申し出（訂正）

○議長（及川新三郎君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 先ほどの提案理由の説明の中で、議案第5号 平成17年度匝瑳市病院会計予算についての説明のうち、病院事業資本的支出は6,289万円、介護老人保健施設事業資本的支出は422万9,000円と訂正をさせていただきたいと思えます。

○議長（及川新三郎君） 石田勝一君。

○25番（石田勝一君） もう一度お願いいたします。

○議長（及川新三郎君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） 議案第5号でございます。平成17年度匝瑳市病院会計予算についての説明のうち、病院事業資本的支出は6,289万円、介護老人保健施設事業資本的支出は422万9,000円と訂正をさせていただきたいと思えます。

では、これは読み間違いでありましたので改めておわびを申し上げます。

○議長（及川新三郎君） 暫時休憩いたします。

午後は1時より再開いたします。

午前11時47分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（及川新三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

お諮りいたします。議案第20号から議案第31号までの12件について、先議が必要となりましたので、議会前に議会運営委員会にお諮りし、先議することといたしました。

よって、この際、議案第20号から議案第31号までの12件について先議することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議ないと認めます。よって、議案12件について先議することに決しました。

これより議案第20号から議案第31号までを一括議題とします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第31号までの12件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全員審議といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第31号までの12件については全員審議とすることに決しました。



#### 議案（第20号—第31号）の質疑—採決

○議長（及川新三郎君） これより質疑に入ります。

議案第20号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） 議案第20号については、千葉県の自治センターの公共団体の数が

減少するという議案であります。次の議案の21号では、千葉県の自治センターは解散すると、解散するのに減少の協議をします。いわゆる20号と21号との関係、解散するわけですから数の減少の協議というのはどういうことなのかという、その辺の説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） ただいまの御質問でございますけれども、まず、合併がここに記載のように平成17年12月5日、それがいすみ市が設置、それと平成18年1月23日に匝瑳市、それから平成18年3月20日に南房総市、3月27日に香取郡の下総町と大栄町が成田市に編入されます。それから、同日で3月27日で、これは香取市が設置されます。それから同日に山武市が設置されることとなります。それとまた同日に、山武郡横芝光町が設置されまして、3月27日に地方公共団体の数の減少がございます。それで、実際に自治センターの解散というのは3月31日になりますので、それまでの間、この数の減少した、これが現在74市町村でございます。それから56市町村になりますので、3月31日までの解散の間は、この減少した地方公共団体が構成団体になるということでございます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案第20号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。これをもって議案第20号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第21号 千葉県自治センターの解散に関する協議についてを議題とします。

質疑を許します。

浪川茂夫君。

○17番（浪川茂夫君） 何点かお伺いさせていただきます。

先ほどの21号で減少に関する協議をいたしたところでございますけれども、この21号につきましては解散するという協議でございます。

そこでお伺いいたしますけれども、千葉県自治センターで行われていた主な業務についてはどういうものが行われていたか。また解散の理由についてお尋ねをさせていただきます。

それと、2点目でございますけれども、当然負担金というか、分担金と言いますか、それを自治体旧八日市場市・旧野栄町から支出していたと思うわけでございますが、平成17年度においてはどのくらい負担していたのか、また合計金額ではどうなのかお尋ねをさせていただきます。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、自治センターの主な業務ということでございますけれども、自治センターの業務につきましても、市町村職員の共同研修機関でございますので、市町村職員の共同研修、それから、あとは自治人材センターというのが設置されております。それと市町村の経営に関する研究機関の設置をしております。それと、自治情報に关します自治情報センターの設置運営も行っております。それから、五つ事業を行っているわけでございますけれども、もう一つは、市町村職員の採用試験の合同実施ということで、これが自治センターの業務ということになっております。

それから、自治センターの解散の理由ということでございますけれども、これにつきましては、自治センターの解散につきまして、行政改革というのがまず大きな点だろうと思えます。まず、背景には地方公共団体において厳しい財政状況の中、市町村合併や地方分権の進展等、社会情勢に対応した公務のより能率的かつ適正な運営を推進しているところでありまして、一部事務組合につきましても同様の社会状況にあるということがございます。

このような状況の中で、縣市町村課から同じ千葉市内に拠点を持ち、全市町村を対象とする共同処理事務を行う一部事務組合である市町村総合事務組合との統合につきまして提案をされたことが契機となっております。

そういうことから、先ほど申し上げました行政改革の視点により、事務的な負担軽減を図る見地から、千葉県自治センターを解散をいたしまして、千葉県総合事務組合に統合するという編入合併方式がとられるということでございます。

それから、自治センターの負担金の関係でございますけれども、これにつきましては、旧八日市場市と申し上げてよいかと思いますが——につきましては77万8,000円、旧野栄町につきましても23万6,000円、合計いたしますと101万4,000円ということになります。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はありませんか。

浪川茂夫君。

○17番（浪川茂夫君） ただいまの説明によりますと、市町村総合事務組合との統合ということで、また、実際の経費の節減という面もあるということでございますので、当然、負担金は平成18年からは必要なくなるというように思うわけでございますが確認をさせていただきます。

もう1点でございますが、この自治センターにも職員はおられるかと思えますけれども、その職員はどのくらいおられて、解散後はどうなるのか、以上2点お願いをいたします。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） まず、解散いたしますと負担金なくなるのではないかというお尋ねでございますけれども、解散いたしますと実際に自治センターの業務自体が統合によって縮小されるということになりますけれども、この自治センター自体が業務の一部を残しまして合併になるということございまして、千葉県自治研修センターということで、職員の共同研修、それから職員の共同の採用試験、これが残ってまいります。そういうことからすると、負担金というのはかなり減額になりまして残るわけでございますけれども、現在、自治センターの方でこれは市町村振興協会というのがございまして、ここに補助金の増額の打診をしております。それで、この増額が決定ということになりますと負担金はゼロになるということでございます。ただ、この増額が許可されなければ負担金が生じる結果となるわけでございます。

それから、職員の数でございますけれども、現行は12人ということで、合併後につきましては10人となる見込みのようでございます。

それから、職員につきましては、これは総合事務組合の職員となりますので、同じ一部事務組合、これは自治法でいう一部事務組合でございますけれども、特別地方公共団体ということになりますので、この身分については地方公務員ということになります。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） ほかに。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案第21号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第21号の質疑を打ち切

ります。

次に、議案第22号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

浪川茂夫君。

○17番（浪川茂夫君） ここで財産でございますが、ただいまの議案にありますように、千葉県総合事務組合に帰属するというところでございますが、その財産の額がもしわかりましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） 財産の御質問でございますけれども、自治センターの財産につきましては、まず建物がございまして、建物につきましては、研修棟宿泊棟ということで、これは県の建物と共有ということになっておりまして、この中の4割分が自治センターの持ち分ということで、面積的には2,024.33平方メートルということでございます。それと無体財産ということで著作権が1件、それから物品といたしましては乗用車が1台、それとここには三つの基金がございまして、財政調整基金、それから職員研修事業運営基金、政策研究事業運営基金がございまして、財政調整基金につきましては8,259万3,000円、それから職員研修事業運営基金につきましては5,018万3,000円、政策研究事業運営基金といたしましては800万円ということで、合計1億4,077万6,000円でございます。これが、総合事務組合に引き継がれることになりまして、この基金につきましては、このまま残るようでございます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） ほかに、大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） 先ほどの答弁で、建物は自治研究センターという形で存続するというのか、ではこの40%の財産権というのがあるということになると、その辺の財産の処置というのは、建物関係ではどうなるのか御答弁いただきたいと思えます。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） ただいま申し上げましたように、この建物につきましては、そのまま研修棟、あるいは宿泊棟として残ります。

以上でございます。

○37番（大木傳一郎君） 事務組合に引き継がれる。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） このまま総合事務組合に引き継がれることとなります。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案第22号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第22号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第23号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

質疑を許します。

浪川茂夫君。

○17番（浪川茂夫君） 第23号について若干質問させていただきます。

まず最初に、この総合事務組合の主な業務についてと、それから職員の身分、人員数、年間総予算額、設立された時期ということでお伺いいたします。

それと、この総合事務組合へ負担している平成17年度における旧八日市場市、旧野栄町の負担金の額、それから平成18年度における匝瑳市の負担金の額がわかれば教えていただきたい。

以上です。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） 総合事務組合の業務ということでございますけれども、総合事務組合の業務につきましては、これ共同処理をしている業務でございますけれども、12業務ございます。

主なものといたしましては、常勤職員の退職手当の支給、それからいつも8月ころに確か実施をしていると思いますが、住民の交通災害共済、それから議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等、それから、あと消防団の関係の公務災害、それから退職報償金の支給、それと消防職員の賞じゅつ金の授与、それから消防団員の公務災害の見舞金等、こういう業務がございます。それと公平委員会に関する事務等も行っております。

それで、先ほど申し上げましたように、合併をいたしますとこの中へ職員の共同研修、そ

れから職員の採用試験の合同実施というものの2点が加わってくるということになります。

それと、職員の身分でございますけれども、先ほど申し上げましたように、これは地方公務員ということになります。

それから、職員数でございますけれども、一般会計の会計上の職員は12人ということになっているようでございます。定数としては24ということのようであります。

それと、予算総額でありますけれども、平成17年度の当初予算で申し上げさせていただきますと323億2,269万641円でございます。

それと、この総合事務組合の設立でございますけれども、昭和30年11月1日ということでございます。

それから、総合事務組合の負担金の御質問でございますが、平成17年度の旧八日市場の負担金で申し上げますと、一般会計で2億3,950万6,000円、それから国保特別会計で748万9,000円、介護保険特別会計で440万5,000円、それから病院事業会計で1億2,568万6,000円、合計で3億7,708万6,000円ということになります。

それから、旧野栄町分でございますけれども、一般会計で9,013万円、それから国保特別会計で338万4,000円、介護保険特別会計で472万円ということで、合計9,823万4,000円になります。

それから、匠瑳市の平成18年度の予算規模でございますけれども、一般会計で3億3,024万円、それから国保特別会計で778万3,000円、介護保険特別会計で354万6,000円、病院事業会計で1億2,264万4,000円となりまして、合計で4億6,421万3,000円ということになります。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑ありませんか。

大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） この全体の団体数、ここに加入している団体数、ここにもちよつと書いてありますが、相当な団体数がこの事務組合に加入されているんですが、総合計どれくらいの団体数が加入されているか。

それから、すべての行政というのは、民主的に行うために執行する側と当然立法権というのか、議会がそれをきちんとチェックしたり、監視したりする議会が必要なんです、この事務組合の中にも組合議会というのが当然あるわけです。全体の団体数から見て、当然チェックしたり監視したり、事務組合の運営が妥当な形で行われるような議会のありようというのは大変大事になってくると、このように思うんですが、しかし、今度の改定で、第5条、

今まで14人だった議員の数がたったの10人と、今のお話だと平成17年度予算で323億円という、これだけのとうとい予算が執行される中で、議員の数というのがこういう弱々しいというのか、弱体な形で本当に妥当な事務組合としての運営ができるのか、とかく県職員の天下り先になりはしないのかというような危惧を感じるわけですが、ましてや組合議会という最も大事な機関が縮小され、チェックする機能が弱まるということで、大変おかしいのではないかと、このように思うんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） ただいまの御質問で、総合事務組合を構成いたします団体数ということでございますけれども、現在74市町村、52一部事務組合がございます。これが、この議案の第23号でいきますと74から56市町村、それから一部事務組合については52から44一部事務組合ということに数の減少がございます。それと第5条の関係の組合議員の数の関係でございますけれども、実際に一番大事な規約につきましては、それぞれの構成団体の、改正する場合には議会の議決が必要でございます。一番基本となる部分について構成団体の各議会の御協議をいただいているということでございまして、それ以外の運営と言いましようか、そういう中の条例、あるいは予算等については、まだこの組合議員の中で御審議をいただいているということでございまして、この数の減少につきましては、この数が妥当だろうということで総合事務組合では判断されていると思います。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） 全体で約100団体が加入しているのに、たったの10人の議員の数と。これは、妥当というのは、やっぱり理由があって妥当ということになるわけですね。どういう妥当性があるって10人になったんですか。やっぱりそういう、例えば八日市場市、あるいは八日市場市が関係する一部組合等もここに参加するという中には、当然構成団体としての発言権があるわけですから、ちょっとおかしいなと、ちょっと疑問があると、是正すべきだと、こういうふうに思った場合は、きちんとした主張と意見を申し立てると、改革し、改善すべきところは、それこそ妥当な形の意見を申し立てるという上意下達的に、天井が決めたらまだどうなんだろうなというようなことでなく、常に市民の立場に立って、あるいは民主主義の原則に立って主張すべきところは主張すると、これが本来のあり方ではないんでしょうか。ですから300億円の予算を編成し、そして約100団体、出ました基本問題について、この組合議会で物事を決めるという中では余りにも憲法の保障する民主主義の原点にかえし

ておかしいのではないかと、まさに暗闇の議会になりかねない、私がよく言うように、以前のソビエト連邦とか、あるいは旧フセイン政権とか、今の北朝鮮の政権のような、極めて民主主義がきちんと規約的にも保障されないことになりかねないと。ですから、やはりここは、今回は決まる寸前ですが、やっぱり担当の職員はしかるべきところに参加したときには、そういう意見をきちんと申し立てる、その責任と義務があると思うんですが、なぜ妥当なんですか、これは。

これは、市長は、これ市町村長になっていますよね、議員になるのは。八日市場市はこの議員の……匝瑳市長だね。匝瑳市長、あるいは以前の八日市場市長及び野栄町長は、この組合議員になったことがあるんですか。

○議長（及川新三郎君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ありません。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） 今回の議員の数は減少がなぜ妥当なのかという御質問でございますけれども、実際に構成団体の数が市町村では18市町村、団体減っております。それから一部事務組合でも8一部事務組合減っております。そういう中から判断をされて4人の減少ということで総合事務組合としては妥当な判断をくださったというふうに考えます。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） 例えば、旧野栄町、あるいは八日市場市の市長、も今までやったことがない。特定の議員で、たったの今度は10人ですよ。たったの10人で323億円の、ましてやこれは議員ではありませんから、いわゆる首長ですから。どう考えても、民主的な事務組合の運営がなされない、危険性を伴う。私は、だから、こういう最も原則的な規約が危険性が伴うような内容をはらんでいるということで、私はこれにはやっぱり賛同できませんよ、これは。やっぱりそれで、例えばこういうふうに決まるとして、例えば、総務課長なり、企画は関係ないんですか。いわゆるここに関係する市の職員が、事務組合の協議の中で、ここはちょっとおかしいのではないのと、もう少しこうすべきではないのという意見を言って、主張して、それでなおかつこういうふうになったんなら話はわかるけれども、その協議の中で妥当と言われれば妥当。だって、これ100団体もある中で、例えば18市町村があれば最低18人必要でしょう。ましてや、ほかの事務組合というのは、市や町の自治体とはまた違う別人格ですから、対等の意見を申し立てる責任があるわけです。それがなされないような組織のあり方は、根本的に問題がある。いかがなんでしょうか、これ組合長と言うんですか、理事長

と言うんですか。そこは執行部体制はどうなっているんですか、これ。天下りはいないんですか、県の職員の、そういう役員の中に。十分あり得ると思うんですが、その組織の体系について、もう少し説明していただきたいと同時に、やっぱりこういうことについては、担当課として、担当当局として、川の流れに任せるのではなくて、いわゆる風の吹くままでなくて、きちんと筋を通して、正道の理論というか、意見を今後述べてもらいたいと、こういうふうに思うんですが、まるきり問題ないんですか、これ。人事の体制の問題もちょっと触れて、これに県の職員の天下り等、今、全国で問題になっているようなそういうものはあるのかどうか、それはいかがですか。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） 今の総合事務組合の組織でございますけれども、まずトップに組合長、副組合長がおります。その下に事務局長、それから次長がおりまして、総務課と業務課というふうに分かれております。ただ、この組織の中に、ちょっと私の方でも実際に県の職員だった方がいるのかどうかというのはちょっとわからない状況でございます。

実際に、議員の数が多或少ないで実際に業務の審議というのは判断できるのかということに対しては、私も非常に判断が難しいところでございますので、その辺のお答えについては非常に難しい状況でなかなか答えられないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） それは、総務課長、議員の数というのは、これは民主主義の基本でしょうよ。地方自治法でも、選挙長をやっているわけでしょう、選挙の事務長。それは一般的な風潮としては、議員の数を減少するという傾向、議員の数が多とかという、いろいろな全国の国会議員も地方議員もそうですけれども、いろいろ数が多いとか、歳費の金額が多いとか、いろいろ批判はあるにしても、それは別問題にして地方自治法で民主主義が徹底する、妥当な数というのを地方自治法で定めているわけでしょう。ですから、これはやっぱり独裁政治を抑えるために住民の声が反映できるようなために一定の議員の数というものを確保しなければならないというのは、これ民主主義の基本でしょう。判断が難しいとか、数が多いとか少ないとかというのは重大な問題になるわけです。ですから、私は匝瑳市なんかの場合も、私は、地方自治法で定められた、例えば30人なら30人置いて、報酬を引き下げて、今の額というのか、いわゆる我々が報酬を受けている、それよりふえないで、ふやさないで、議員の数はふやして、そして、多様な住民の意見が執行部に反映されるように、そして執行

部がちょっとおかしいことをすればチェックをしたり監視をしたり、ここはおかしいのではないのと、そういうことを言うのが本当の議会のあり方でしょう。今度のは、18市町村でたったの10人という、新匠瑳市の予算よりも多額な三百二十億円のお金を動かしている組織で、たったの10人というのは。

(「退職金がある」と呼ぶ者あり)

○37番(大木傳一郎君) 退職金であろうが何であろうが、退職金と言ったって、その退職金がまたいろいろ問題があるわけですから、私がよく指摘するように、市町村長の特権的な退職金の問題もあるわけですから。ですから、そういうのが結局きちんと議会の中で指摘されなくなってしまうわけです。特権を温存になるわけです。これは、やっぱり根本の問題としてやっぱり民主主義の基本にかかわる問題であり、ちょっと執行部のこの協議に関して、十分な対応が納得できないということで、私は、賛同できないことは表明しておきたい。今、私が触れたようなことで、今後、どういうふうにこの事務組合の中で意見を主張していくのか、その辺の基本的な姿勢について改めてお答えください。

○議長(及川新三郎君) 江波戸市長。

○市長(江波戸辰夫君) 第23号の問題でございますが、私も初めて大木議員さんから御指摘をお聞きいたしました。私たちの方も一応参加をしているわけでございますが、しかしながら、構成の中に議員構成の中には1回も入ったことがございませんので、詳しいことにつきましては、早速市長会を通しまして調査をいたしまして御報告させていただきますので、その点御理解を賜りたいと思う次第でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) お諮りいたします。議案第23号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第23号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第24号 九十九里地域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。質疑を許します。

大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） 結局、これも合併によって組織する市町村が減ったと。これも、市長、今まで15団体あったわけです。それが合併によって11団体になると。今までは……13団体ですか、今ね。いずれにしても、これも先ほどの事務組合と似たような傾向になっているんです。議員の数も15人から11人に減らすわけです。そうすると、議員を出せない市町村も出てくると。ですからここも、民主主義の基本から言っておかしいわけです。これは私合併協議のときにも、あれは全員協議会でしたか、合併協議の合同の全員協議会の中でも、これおかしいのではないですかという指摘はした記憶があるんです。私はひとみのように戦前ではないですから、戦後の憲法で保障された民主主義の時代の今ですから。やっぱり議会というものを重視をして、数が減ったから減らすという単純なものではないと思うんです。私は、ですから、通常の市町村の議会はそこまでは行ってないですよ。でも、やっぱり一部組合というのはもともと民主主義というのか住民の声が届きにくいような組織形態になっているんです。だからこそ私は議会の構成というのは最大限住民の意見が反映できるようなシステムを構築すると、それが逆行するというふうに思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（及川新三郎君） 暫時休憩いたします。そのまま。

午後 1時44分 休 憩

---

午後 1時45分 再 開

○議長（及川新三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） お手元に配付してあります企業団規約新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。

新旧対照表の2ページにあります第6条に企業団の議会の議員の定数は11人とするとなっておりますので、この11人は構成団体各1名ずつとなっておりますので、構成団体11名となっておりますので、この11人で定められております。

以上です。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） 課長、それはおかしいですよ。構成団体13団体あるわけですから、11人の議員しかいないわけです。ですから、それはいいですよ。それもおかしいだけ

ども、最低少なくとも構成団体から一人の議員ぐらい出るのは私は最低だと思うんです。それにも満たなくて議員を出す自治体もないと。こんな規約でいいんですかと。それよりもこれからあることですから、やっぱり民主主義議会の権限、いわゆる憲法で保障された三権分立が立法府としての権限を剥脱というのか、縮小するような傾向にはきちんと抵抗し意見を述べるという、そういう姿勢が私は新たに新生匠瑳市の職員として、そういう原点を常に心に抱いて、頭の中にその根本を筋を通して物事を取り組んでほしいということなんです。上意下達で国が言ったから福祉はこうする。障害者対策はこうすると。そうではなくて、常に住民の立場に立ってものを考えれば、あれこれちょっとおかしいのではないかというのを普通だったら気がつくわけです。上が決めたからやむを得ないのかなという、そういうあいまいに処理すべき問題ではない。ですから、これは、私はこういうことならすべての、より万事に通ずる基本原則なんです。これは恐らく担当課長の責任でこうなったわけではない。恐らく大きな太い流れがあるからこうなったと思って別に責任を問うわけではないけれども、私は、新生匠瑳市の職員として、常に民主主義の原点に立って物事を考えていけば、これ疑問に思うのは普通なんです。13団体の中で議員の数が11人しかいない。議員を出すところさえいない。市長は、3期、今度、新匠瑳市になって今まで市長を随分長くやっている中で、結局1回もやったことないわけでしょう、さっきの事務組合は。これが本当の民主主義ですかという。ですから、少なくともこれからこれらの問題が出たときには、ちょっとおかしいのではないかという疑念を、意見を主張するようなスマートな考えを持った職員であってほしいと願うものなんです。それらを踏まえた基本的な観点をちょっとお答えください。

○議長（及川新三郎君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） 先ほどの答弁内容に訂正させていただきたいと思います。

議員定数11名プラス新たに企業長及び副企業長は関係市町村長のうちから互選するということになっておりまして、これで2名が入りますので、計議員の定数は13名になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（「異議なし」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） ですから、例えばの話で、本当に突き詰めていけば、13人いるから、13市町村あるから13人出ていけばいいという問題ではない。例えば、議長になるでしょう。当然議長を選ばれるわけでしょう。ですから、私は、やっぱり構成上の問題として、今後もあることですから、ちょっとおかしいなと思った点については、ヒラメのように目を天

井に上げて考えるのではなくて、常に住民サイドで民主主義の原点から言って、これおかしいのではないかと、おかしいということであれば、きちんといかなる場所においても匝瑳市民の立場に立って言うべきことは言ってほしいと、こういうことを言っているんです。その点についての基本姿勢の問題についてお伺いしたいと。

○議長（及川新三郎君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） ただいま御指摘されました大木議員からの内容につきましては、これからよく勉強しまして、そのとおり御期待に沿えるように努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はございませんか。

田村明美さん。

○10番（田村明美君） 今、質疑応答を聞いていまして、ちょっと整理したみたんですけれども、先ほど大木議員の方から、民主主義というのがこれで守られるというか、充実させられるのだろうかという疑問が出されたかと思うんですけれども、それで、これ規約の改正についてですので、規約の構成、それから条文という内容がここで審議されるわけですから、少しはつきりさせたいと思うんですけれども、まず第二章議会というのがあります。それは第二章の議会について、九十九里地域水道企業団の議会のことですが、議会についてのあり方は、新旧対照表の2ページ目の一番初めのところ、第6条ということに出ているわけです。第三章執行機関というのが、第9条、10条、11条ということのようなんですけれども、この匝瑳市議会のことを考えてみますと、議会と執行機関というのははつきりと別と、当然ですが。ところが、この水道企業団のことを見てみますと、議会の議員は11人であり、関係市町村の首長なんです。議会の議員でない二人の首長は企業長と副企業長になるということです。それで、三章の執行機関の中で理事会というのが10条にあります。理事会は、企業長、副企業長となっていないほかの首長及び関係市町村の議会議長で構成する。そうすると、執行機関というのと議会というのが別というのではなくて、同じ方々で構成することになっているんです。ここが非常にわかりづらいのと、それから何か重要事項、また、議論を必要として決しなければならない事項が出たときに、同一人物で執行機関と議会を構成しているということで議論ができるのだろうかという、そういう民主主義の問題が出ているんだと思うんです。

このことを考えてみまして、具体的には、旧八日市場市長の江波戸辰夫市長が旧八日市場

市の市長をされていたときに、議会の中で私が質疑をしたことがあるんですが、八日市場市民のある方が、この九十九里地域水道企業団が行う水道工事、新設工事について苦情と要望を寄せられたと、別のルートで工事を行ってほしいという、そのような要望と苦情が寄せられていたんですが、それは旧八日市場市長も十分御存じのことですけれども、市長とも話をしました。そのときに、旧八日市場市長は、私はこの水道企業団の議会の議員であるが、企業長は執行機関ではないというか、企業長ではないというようなそういう御説明があったんではないかと思います。そうは言っても、市長は市民の要望を実現するという責務があるので、どうぞできるだけ十分要望を実現できるように図っていただきたいということをお願いした経過がありますが、そここのところがどうしても執行機関と議会議員が同じ席にあるというんですか、どうもわかりづらいことになっているというところに原因があるのではないかと考えますけれども、これは、どうしてこうなっているのか、そもそもこういう規約になった経緯というのが理由があることなんでしょうか。そもそも論ということで結構ですので、わかればお答えいただきたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 江波戸市長。

○市長（江波戸辰夫君） ただいまの田村議員さんのご質問は、かつて2年前ですか、3年前ですかわかりませんが記憶には残っておるかと思います。よく覚えておりませんが、豊栄の地先のあの亀裂によりまして路線を変更しなければならないということでもって、米倉の前を通らなければならないと、これ以外に道はないんだと、これ以外に道はないんだと、これを通してくれなければ住民の方々はずぐにでも水飢饉がおりますよというような事でございました。そのとき私は行きまして、その地権者の前のところに行って話をしました。そのときには、なかなかうんということは聞きませんでしたけれども、今は喜んでおります。やはり、実態をよくお聞きし、そして、それに水を供給できない地域の方々はどういう思いをしているのかなという思いをしていただくことによってこういう問題を解決するより道はないと思います。そういう中でもって、おかげさまを持ちまして、今は反対したあの人の前を立派に通らせていただきました。

やはり、そうゆうわけですよ。だからね、それとまたこれは別ですけれども大木議員さんのおっしゃるように、確かに構成の団体ですね、それにつきましては、私も九十九里水道企業団の役員でございますので、企業長にも、八日市場でそういうことが出たよということだけお伝えさせていただきますのでよろしくどうぞお願いいたします。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑は。

田村明美さん。

○10番（田村明美君） 私が求めた質疑に対する答弁ということでございませんでしたので、その答弁について、もう少しお聞かせいただきたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休 憩

---

午後 2時04分 再 開

○議長（及川新三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） 先ほどの第10条の理事会の構成関係なんですけれども、その内容につきましては、議会提案前に理事会で審議されまして、その内容が通りましたら各市町村の議会で議決を得て決めているような経緯がございます。

以上です。

○議長（及川新三郎君） 田村明美さん。

○10番（田村明美君） 休憩時間に議員の方からも私の方で御意見いただいたりしたんですが、そうしますと理事会のみというような、実質上は理事会が機能していればよいという内容になっているかと思うんですが、それではなぜ議会という二章に持っているのかというのを御説明をいただきたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） 企業団の議会構成につきましては、議会にかかる案件につきましては各理事会で審議されまして、その内容が通ったものを企業団の本議会に上程するような仕組みになっております。

以上でございます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案第24号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第24号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第25号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○37番(大木傳一郎君) これも似たような内容で、これ以上言いませんけれども、結果的に、この条例改正もこうなんですよね。結局東総広域市町村圏というのは、いまやごみ問題とか、さまざまな展望を、今後、新匠瑛市にとっても、重大な影響を与えるような重要な組織体であるわけで、それが我々議員の中にはあまり、結局、十分反映されないわけです。ですから、やっぱり議会の構成等もやっぱり後退だということだけはちょっと指摘しておいて、答弁いいですよ。同じですから。

○議長(及川新三郎君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) お諮りいたします。議案第25号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第25号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第26号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匠瑛郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議についてを議題とします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 質疑を許します。

大木傳一郎君。

○37番(大木傳一郎君) 光町が離脱をするということで、財産の処分を光町にどの程度というか知らないですけども、返還するというのか。これは、今、東総広域市町村圏事務組合の財産というのは現状はどうなっているんでしょうか。この事務組合というのは長期にわたって運営されてきたわけです。それなりに建物とか、あるいは物品ですか、そのような財

産も含めて、あるいはここには基金と書いてありますが、基金の総額とか、例えば光町に帰属するという基金、これはどの程度になるわけですか。いわゆる財産全体と、今回の光町に基金関係で処分する財産、それがどのくらいになるんですか。

○議長（及川新三郎君） 飯田企画課長。

○企画課長（飯田正信君） それでは、私の方からは、東総広域の財産ということで、あそこ確か事務所を持っている、土地建物もございますけれども、土地建物については、ちょっと資料がございませんので、後で御報告させていただきます。

本日の議案に関係して、基金の関係で申し上げますと、今回光町へ返還いたします基金でございますけれども6,873万円になります。この基金は、広域行政の事業を推進する目的で、平成2年度、平成3年度に県の助成金も得て積み立てたものでございます。現在の残高でございまして、千葉県分が9,235万8,000円、構成市町分が9億円、合計で9億9,235万8,000円になってございます。今回の光町への返還は、構成市町分の9億円の中からの返還になります。

なお、基金に端数が生じておりますが、これは千葉県では、平成2年度に1億円を助成しておりましたけれども、その後運用益の減少から、平成15年度構成市町と県で協議をいたしまして、県の1億円について基金を取り崩すといった申し出がありまして、現在このような端数を生じた基金残高になってございます。

なお、市町の出資金は、積み立てた当時9億円については、均等割が30%、ですから3億円を均等割、残る6億円を人口割で算出した額になってございます。

なお、参考に、匝瑳市の持ち分と言いますか、残高でございまして、これは旧八日市場市、旧野栄町を合わせて1億9,434万円になってございます。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） それで、あと、これは基金として約10億円ですか、10億円あったということなんですが、このほかの、例えば、広域市町村圏の中での土地建物はよくわからないということですが、あと車とか物品関係とか、それから……逆に、負債はないのか。今回の光町に出資分約9,000万円を返還するということになるわけですが、そのほかの東総広域市町村圏にある共通した共有財産というのか、共同の出資して形成されてきたこの財産については、これは光町はその権利を放棄すると、こういうことになっているんでしょうか。

○議長（及川新三郎君） 飯田企画課長。

○企画課長（飯田正信君） 東総広域について、そのほかにどれだけの負債等があるのかにつきましては、先ほども土地建物等も合わせて、早急に確認をさせていただきたいと思います。

なお、企業債でございますけれども、東総広域では、御案内のように、行っている事業が職員の共同採用の試験であるとか、広域の計画の策定、あるいは、中学生を対象といたしました海外派遣、研修事業など、ソフト事業をやっております、特に広域な事業主体になって施設整備等をしたのはありませんので、企業債についてはないと思います。これもあわせてまた念のため確認をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） これ、質疑終わったら表決に入ってしまった、後でというのも困るんだけど、まあやむを得ないですから、それ以上聞きませんが、ただ問題は東総広域市町村圏で、さまざまな事業計画というのを、例えば消防なら消防行政をこれからどうするのか、あるいはごみ処理について有料というんですか、ごみ処理場をどこにしよう、どうつくる。その計画もちょっとした冊子になって、今までつくってきたんですね。これ光町も含めた計画ですから、そうするとこれは東総広域市町村圏のこういう事業計画というのは、抜本的な見直しというのは、これからやっていくということになるんですか。少なくとも1万人の、光町1万人ぐらいですから……

1万弱の住民が、山武の方に行くわけですから。そうすると、事業計画そのものの対象人口も変わってくるわけです。そうすると事業計画そのもののある程度の見直しをしないといけない。その辺の協議というのか、検討というのか、東総広域市町村圏のこの離脱に、光町が山武郡に移るといところからどういう協議がされているのか、知り得る内容がありましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 飯田企画課長。

○企画課長（飯田正信君） 現在、広域市町村圏事務組合で策定をしております、例えば、広域市町村圏総合計画と言いますか、そういったものについては、現在もう既に組合の方で見直しの作業を進めております。あわせて、ごみなどの事業計画についても光町の離脱で見直しをするということになるかと思えます。

なお、先ほどの財産処分の関係で、企業債等はないということで、財産としては、あるとすれば土地建物と車や物品等になるわけでございますけれども、今回、光町の離脱で返還するのは基金のみということになっておりまして、もし財産があれば、それは光町が放棄したということになるかと思えます。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案第26号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第26号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第27号 東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） 第27号の改正の基本というか、中心でいわゆる第3条の組合の共同関係の事務、ここに一般廃棄物の処理から、今まで1項であったものが、2項、3項と二つ新しくというのか、新たに挿入されているわけです。共同処理。この改定によって、実際に業務の変更はないと思うんですが、どういうことでこういうふうなことになったか。新しい事務が、新しく二つ挿入されたんですか。

それから、もう一つ、経費の支弁の方法、第12条、今までは、平均割ということは平等割ということですか、平均割は10%が今度5%になる。いわゆる平均割というのが半分になる。利用割が90%から95%、利用を中心にする。でも、私は、どうなんでしょうか。均等割というのか平等割というのか、ここには平均割となっているんですが、やっぱり同じ施設をつくるんですから、それぞれの平等の責任というのは従来の10%なら10%ぐらいの責任はあつてしかるべきではないのかなと、こういうふうに思うんですが、なぜこういうような支弁の方法の変化が起きているのか、起きたのか、その理由について伺いたいと思うんですが。

なぜ、これ聞くかというのと、し尿処理、東総衛生組合ですからし尿処理です。し尿処理でしょう。し尿処理の、例えば旧光町の場合は一部は山武の衛生組合、一部は東総の衛生組合で、いわゆる二重加盟になるわけです。ですから、場合によっては横芝町の、今度3月27日に合併した後、旧横芝町の住民は山武に料金を払う、くみ取り料なり、汚泥の処理料なり。今度はこっちはこっちで、旧光町の人らはこっちに払う。そうすると二重加盟になるんです、同じ町民が。当然これは料金も変わるわけです。料金も違うわけですよ。この格差はどうなっているもんかね。またこういうふうに平均割5%、利用割95%にした場合、その料金の

変動のこれは各市町村の分担金とか負担の問題だと思いますけれども、しかし、いずれにしても全体の枠組みというのか、予算というのか、決算の状況からして、料金にもある程度影響が出る可能性があつて、全く関係がないというわけにはいかないと思うんですが。その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（及川新三郎君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） それでは、最初に第3条の項目がふえたということなんですけれども、これは合併によりまして、光町が横芝光町になりまして、旧横芝町地域が、このし尿関係につきましては山武広域行政組合の方に加入します。それで旧光町においては、従来どおりこちらの東総衛生組合に加入しておりまして、行政組合の統一性、整合性を図る意味で、山武の方でこういう項目を設けてありますので、両組合で統一性を図るということで、こういう項目を設けました。それで、これも行政組合の事務の整合性という、合併してお互いの同じ町で統一性が図られないとまずいもので、統一性を図る意味で項目を設けてございます。

次に、第2、12条の負担割合なんですけれども、従前は平均割が10%、利用割が90%、これが平均割については改正後が5%、利用割については95%になりますけれども、この変更事由につきましては、従前のままだと旭市が、合併前の町村が1市3町で構成されておりました、これが4町で1市3町の4市町村の合併になっておりますので、これを一つにしてしまうと行政負担割合がかなり下がり過ぎますので、その負担割合を調整したものでございます。

それと、先ほどの個人の料金については、この辺、私、まだこの担当の方になってその辺出ておりませんので、詳細な理由はちょっとまだ把握しておりませんので、その辺は申しわけありませんけれどもお許し願いたいと思います。

以上です。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） 3条関係はわかりました。

12条関係ですが、旭が1市3町で合併して4から1になったわけだね。

○環境生活課長（古作和英君） そうです。

○37番（大木傳一郎君） 4から1でしたら、従来であると4割というのか、10%の4倍各平均割はかかっていたわけです。それが今度一つになったわけだから5%になったわけだから、下がり過ぎたからではなくて、うんと下がってしまったわけなんですか、この5%にしたら余計。

私、心配しているのは、匝瑳市というのは、公共下水道をやらないわけですよ。旭は公共下水道が始まったわけです。ですから、その辺のお隣の旭市と匝瑳市との違い、ここでの利用の度合いというのか。旭の場合は公共下水道がどんどん伸びて、汚泥処理というのか、そういうものは東総衛生組合での利用というのはどんどん減少すると思います。そうすると、どうということになるかという、利用する側は匝瑳市から持っていくものは多くなるわけです、公共下水道ないわけですから。旭は、どんどんこれから公共下水道が広がって、どんどん少なくなっていく。だから、私は、中核になっていくのが旭と匝瑳市だと思うんです。そうすると、匝瑳市の方が負担が多くなった、利用割が90が95になるわけですから。ですから、今まで四つになったのが一つになったものと、二つの輪が一つになったのでは、やっぱり均等割というのか、平均割というのをこれ10%から5にしたというのは逆ではないですかね。だから、旭市の負担というのは、それで軽くなったということでしょう。ましてや、公共下水道がこれから進展するという中で、ますます旭市は少なくなる。匝瑳市は公共下水道もやらないわけですから、そこを利用する人は匝瑳市では多くなる。比率が高くなる。利用割合が高くなるという。匝瑳市にとってマイナスではないか、経費の支払いの方法も割合の変更というのは、そうなりませんか。なりますよ、これはね。だって、四つが今まで東総衛生組合というのは、旭市は四つから10%ずついただいていたわけですよ。4倍。これが一つになったら今度は5%になったら、だから8分の1になってしまったわけでしょう。匝瑳市は二つだから20%が5%、4分の1ですよ。旭市は8分の1、利用割合が高くなる。結果的には、その利用割合が高くなるということになると、住民負担との関係でどうなるのか。そういうところで山武の様子がちよっとわからないということですが、後でちよっと調べていただいて、その辺。ただ、今度支払いの変更、率の変更というのは、私は匝瑳市としては、構成団体の一員としての匝瑳市としてはマイナスではないですか。そうでないのかという説明がもしあれば、御説明いただきたいと思います。

どれくらいのこれで損害というかマイナスになるのか。例えば、今までの東総衛生組合で構成されていた中で、均等割というのか、平均割で、どれくらいの金額が旧八日市場市と旧野栄町で払っていて、利用割合でどのくらい払っていて、それでこれが変わった場合、どういふ変化が起きるかというのは、これは、例えば平成17年度実績で計算すれば出てくる話ですよ。

(「簡単に出る」と呼ぶ者あり)

○37番(大木傳一郎君) そう。簡単に出ると言ったって、ここで出てくるのが本当に

そうも簡単にはいかないでしょう。その辺の試算はされているのかどうか。もし簡単と言う隣からやじだか御意見が出ましたので、簡単なら出していただきたい。

○議長（及川新三郎君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） その算出方法については、申しわけございませんけれども、現在資料等がございませんので、またよく調査してきますのでよろしく願いいたします。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 江波戸勝男君。

○36番（江波戸勝男君） 大木議員が三回終わったそうですから、引き続いてお尋ねをしますけれども、過去のことがわからないということで答弁を済まされたんでは、ちょっと私も議員の立場としては納得がいきません。平成17年ないし平成16年の実績というのはあるわけですから、そこから抽出すれば大体3分か4分ぐらいで計算出るのではないですか。どういう数字になっているか。だから、これ終わりにしないで、暫時休憩していただいて、計算した後発表してくださいよ。そんなあいまいな答弁では困ります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 暫時休憩いたします。3時まで休憩いたします。

午後 2時34分 休 憩

---

午後 3時00分 再 開

○議長（及川新三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） それでは、先ほどの均等割、利用割が平成17年から平成18年に率が変わった場合の金額について申し上げます。

平成17年度の均等割10%のときですけれども、これが旧野栄町においては358万3,000円、旧八日市場市も均等ですから同じです。合わせまして716万5,000円でした。これが、旭市は合併前は358万3,000円、これも同じです。利用割については90%、旭市は同じです。均等割です。

○37番（大木傳一郎君） 掛ける4でしょう。

○環境生活課長（古作和英君） これはまだ変更前ですから同じです。合併……

利用割90%については、平成17年度野栄町が1,898万5,000円、八日市場市が6,322万3,000円、この両方合わせまして平成17年度は8,320万8,000円でした。これに対して、旭市の利用割は6,969万7,000円、均等割、利用割合合わせまして野栄町が2,256万8,000円、八日市場市が6,680万6,000円、合わせまして8,937万4,000円が行政負担として支払われております。これが旭市につきましては7,328万円でございます。

次に、これが率が改定されまして、平成18年度の均等割5%、利用割95%になった場合の行政負担ですけれども、匝瑳市においては均等割が359万7,000円、利用割が8,684万2,000円、合わせまして9,043万9,000円、これ対前年比としまして106万5,000円の増となっております。

これに対しまして、旭市は、均等割が同じく359万7,000円、利用割が1億2,910万1,000円、これ両方合わせまして旭市の負担が1億3,269万8,000円、旭市は1市3町合併後でこれが平成18年度合併後の修正した額で比較増減が平成17年度と比較しまして、これは1市3町含めての比較でございます。382万3,000円の減となっております。

参考までに、利用率ですが、これは旭市、これは1市3町含めた分ですけれども、平成17年度においては47.23%でした。旧八日市場市、旧野栄町合わせた分ですけれども、利用率は31.77%、これは旭市におきましては平成18年の算定予算根拠では46.12%、匝瑳市においては31.43%で、両市町とも若干の減でございまして、旭市の増減でかなり減になっておりますのは、これは修正前でいくと旭市はもっと減になるような数字が出ておまして、それを調整する意味でこの率を下げまして382万3,000円の減となっております。

それと、先ほどの個人の利用料金については、これは行政負担のみを変更してありますので、個人負担についてはこの率の変更に伴って改正はございません。この負担金については、運営費負担分のみでお知らせしてありますので、その辺間違いないようにひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（及川新三郎君） 飯田企画課長。

○企画課長（飯田正信君） すみません。先ほどの大木傳一郎議員からの東総広域の財産についてでございますけれども申し上げます。

東総広域の財産は、建物と乗用車になります。土地は旭の市有地でございます。建物は構成市町の所有になってございまして、竣工は昭和49年8月ということで、31年前の建物になってございます。ですのでほとんど財産的な価値はないと言えるかと思っております。

以上でございます。

○議長（及川新三郎君） 江波戸勝男君。

○36番（江波戸勝男君） 飯田課長の答弁は、古作課長の答弁に関連をした答弁をするのかなと思って、答弁してみなければわからないから黙っていたんですけども、こちらが終わってから、先ほどの答弁漏れの答弁ですから、やっていただくというふうな議事の進め方を議長やっていただかないと、議事録を後で読んだってちぐはぐになってしまいますよ。こちらが終わってから発言をしていただくというふうに、議長、議事運営をよろしく願いをいたします。

そこで、2回目のお尋ねをしますが、先ほど御報告いただきました数字を確認させていただきませんが、私が聞かせてほしい以外の数字を大分並べていただいて、それはそれで結構なんですけど、以前の平均割10%でいくと、旧野栄町、旧八日市場市の合計額が716万6,000円。1割ですから。同じ数字ですよ。そして、利用割が90%、それで旧野栄町、旧八日市場市トータルすると8,220万8,000円ということです。そして、今回の改正による5%と利用割95%は、それぞれ359万7,000円、そして利用割の方が8,680万2,000円と。こういうふうに答弁をしていただいたように私急いでメモしたんですが、両方合わせますと、今までは8,220万8,000円だった。旧の八日市場市、野栄町を合わせると。今度の5%と、95%とを合わせると9,043万9,000円になると。そうすると、今度の改正になると、今までよりも823万1,000円匝瑳市としてはふえてくるという、こういう計算に私はなりましたけれども、それでいいのかどうなのかお答えいただきたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） 今までの率から変わりますと匝瑳市全体で106万5,000円の増です。新しい率で。もう一度、では平成17年度から言います。

平成17年度の野栄町の均等割が358万3,000円。

○37番（大木傳一郎君） ちょっと待ってください。

簡潔にお願いします。これじゃあわかりにくいよ、わかりやすい答弁をしてください。

○議長（及川新三郎君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） 東総衛生組合の会議に古作さん出ていまして、私出ていましたので、私の方からお答え申し上げます。

平成17年度のベースで全部申し上げます。

平成17年度は、構成市町村が8ありますから、均等割が10%ですと、一つ当たりの市町村の負担は358万3,000円になります。旭の場合四つありますから、均等割の10%で1,433万

2,000円負担していたわけです。33万2,000円です。均等割です。匝瑳市は二つですから716万6,000円の負担と。多古町と横芝光町は、光町ですけれども358万3,000円の負担ということになります。

○36番（江波戸勝男君） 八日市場市と匝瑳市、旭と匝瑳市の比較だけでいい。

○財政課長（宇野健一君） 一つ当たり358万3,000円ですから、旭市の場合その4倍、匝瑳市の場合その2倍ということになります。

均等割、これを10%で計算しますと、今度は、構成市町村が四つになります。旭市と匝瑳市と多古町と横芝光町の四つしかありません。平成17年度の均等割2,866万4,000円を四つで割れば、さっきの358万3,000円の倍になるわけです。716万6,000円が均等割の額になります。均等割10%で平成17年度ベースで計算しますと、旭市の負担が716万6,000円、減ります。多古町と横芝光町の負担がそれぞれ358万3,000円ふえます。匝瑳市の負担はプラマイゼロということになるわけです。

当初、東総衛生組合ではそれで提案されたわけですけれども、多古町と横芝光町から負担の重みが重過ぎるので見直してくれという意見が出ました。利用割のみでできればやってくれという意見も出ました。利用割のみで計算しますと、旭市の負担が75万4,000円減ります。匝瑳市の負担は197万円ふえます。多古町の負担が13万8,000円減ります。横芝光町の負担が107万8,000円減ります。つまり、匝瑳市以外はみんな負担が減って、匝瑳市だけ約200万円近く、197万円ふえるということで、これについては旧八日市場市と旧野栄町がとてもめめないということで反対をしました。利用割のみでもだめ、10%でもだめということで落ち着いたところが均等割5%でございます。均等割5%で計算しますと、旭市の負担が396万円減ります。匝瑳市の負担が98万5,000円ふえます。多古町の負担が172万3,000円ふえます。横芝光町の負担が125万2,000円ふえます。ということで、いずれも不満ではあるけれども、こちら辺が落とすどころかなということで多古町、横芝光町の負担の急増を避けると、また旭市の負担が急に減ることも避けるというような意味合いで均等割5%で各市町の調整がついたという状況でございました。

○議長（及川新三郎君） 江波戸勝男君。

○36番（江波戸勝男君） ただいまの説明で、平均割と均等割と利用割と三つになっているのかな。何か話を聞いていて、メモがしづらかったんですけれども、平均割と利用割だけだったのではないのでしょうかね。そうでしょう。それならわかるんですが、どうも間違っているのではないかなというような気がしまして。

それで、先ほど平成17年の平均割は358万3,000円だと、そして、合わせると716万6,000円という旧野栄町と旧八日市場市、合わせると716万6,000円になるわけです。今度は、5%ですから、その5%が359万7,000円と、5%の数が359万7,000円だというさっき伺ったんですが、私のメモ、5%は。それで、90%のときには、旧野栄町が1,898万5,000円、旧八日市場市が6,322万3,000円、合わせますと8,220万8,000円。平成17年度の旧でいくと、10%と90%でいくと、716万6,000円と8,220万8,000円、そうですね。旧条例でいくと8,220万8,000円。違うか。

○財政課長（宇野健一君） 8,937万4,000円。

○36番（江波戸勝男君） 利用の方でいくと、旧野栄町さんが359万7,000円、95%でいくと。それで、旧八日市場市8,684万2,000円、合わせて9,043万9,000円と、こういうことですかね。その四つだけもう一回確認いただけますか。どうも数字が……

○議長（及川新三郎君） 宇野財政課長。

○財政課長（宇野健一君） まず私が持っている資料は、平成18年度の負担金の額を持っていませんので、平成17年度と同じ額で計算をした場合に平成18年度はこうなりますという数字しかまず持ってないということを御理解いただきたいと思います。

平成17年度の負担金につきましては、匝瑳市は均等割は716万6,000円、利用割が8,220万7,000円、合計しますと、八日市場、野栄合わせた負担金が8,937万3,000円になります。

これを5%で計算しますと、平成18年度で負担金の総額が変わっているんで、古作課長の数字は違いますけれども、平成17年度と同額と仮定して5%で計算しますと、匝瑳市の負担金は均等割が358万3,000円、利用割が8,677万5,000円、合計で9,035万8,000円で、98万5,000円の負担増になるということになります。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案第27号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第27号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第28号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） まず、環境衛生組合も、結果的には旧光町がそれぞれ二重に環境衛生組合と山武の方と両またがりという形になるんですが、これが、やがて、私も実態をよく承知してないんですが、山武方面のごみ収集の料金ですか、いわゆる末端の住民が支払うごみ収集料金と山武との違いというのは当然あると思うんです。それが、結果的に言えば横芝光町の同じ町民が格差のある料金を支払うというような結果になると思うんです。それを行政が、例えば補助金を出して低い方に合わせるようになるものなのか、それはよくわかりませんが、やっぱりそういうふうな山武が新たに同じ環境衛生組合に入っている住民が、一方ではこっち、一方は向こうと、これは必ずやっぱり矛盾が出てくると思うんですよ。これは一番矛盾が出てくるのは横芝光町の住民だと思うんです。それがやがて結果的には、我々匝瑳市民のごみ収集の負担にそれが暫時的な形で影響があるのか、場合によっては悪い形で影響が忍び寄ってくるのか、これは未知数というのか、わかりませんが、こういうような取り合わせというのか、組み合わせになったことが、今後の方向として地域住民の負担にどのような関与というのか、影響というものが想定されるのか。実際に、一番肝心なのは、今お手元に資料がないのかもしれませんが、山武方面の、いわゆる旧横芝町の住民のごみ料金収集の料金の状況とのこっちとの差の状態、それは、もし把握していたら御報告をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（及川新三郎君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） 旧横芝町関係の負担金については、資料を今のところ持ち合わせておりませんので、また調査して御報告申し上げたいと思います。

それと、先ほどの合併しました横芝光町の旧横芝町民と旧光町町民のこちらとの格差でございますが、現在、東総地域におきまして、東総広域ごみ処理計画ですか、正式な名前ちょっとあれですけども、広域的なごみ処理計画を策定する作業を進めているところであります。その広域化、その事業には横芝光町、多古町は抜けるような状況でございます。その新しい広域事業がスタートしますと、旧光町については山武の方へ行くような格好になると思いますので、料金の格差はその組織が立ち上がれば、横芝光町については統一化が図られるのではないかと思います。

以上です。

○財政課長（宇野健一君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) お諮りいたします。議案第28号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(及川新三郎君) 御異議なしと認めます。これをもって、議案第28号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第29号 八匠水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○37番(大木傳一郎君) 八匠水道は従来、八日市場市と野栄町、光町で構成されて、今回、光町が先ほど指摘したように横芝と合併するということでこういう改定がされるわけですが、これも光町は二重加盟になるわけです。

例えばの話、当面光町の住民は八匠水道を利用する。例えば、水道料金、これはやっぱり格差がある。例えば、消火栓の設置の要請というのか、そういうのがあった場合のそれぞれの市町村の負担とか、そういうものはどうなるのか。

それから、私山武の方の横芝の方はよく知りませんが、例えば、八匠水道の場合は、13ミリ優先ですよ。例えば、旭市の方は20ミリ優先です。20ミリに対して重いというのか、助成金が、いわゆる20ミリを入れる方が安く入れるわけです、旭の場合は。こっちの八匠の場合は、13ミリに対する助成が厚くなっているわけです。その場合に、新しく今度家を建てたりして水道に加入したいという場合、山武、横芝の町民と光町の町民、すなわち匠瑛市民とのぎくしゃくというのか、いわゆる格差がある、この是正がどうなるのか。私心配するのは、それがやがて匠瑛市民にいろいろな形で影響する。先ほど新たなる焼却場が建設されたら、光町はそこには参加しないから、そのときには一緒になると、随分遠い先の話だと思うんです、これは。当面数年は、それが解消されないままに問題が先送りされるという状況になると思うんですが。その辺の水道に関する地域住民との助成の状況が管内で変わってくると、これはどうなりますか。

○議長(及川新三郎君) 古作環境生活課長。

○環境生活課長(古作和英君) 先ほどの使用料の関係ですけれども、これ前回、11月かそのころにも一応聞かれたというように聞いておりましたけれども、山武の方は使用料の場合は、

管の太さ、それプラス使用料で料金を設定している状況でございまして、こちらについては、使用料10立方ですから、それまでは定額料金で、あとは使用した量によって違うように設定してありまして、一概にどちらが有利だとちょっとその辺が利用料の負担方法、算出根拠が違いますので、住民負担が山武水道の方が得か、八匠水道の方が得か、その辺はちょっとはかる算定根拠が違いますので、その辺は御理解願いたいと思います。

それと、あと負担金関係ですけれども、その辺はちょっと今資料をどんなふうになるか、その辺ちょっと持ち合わせていませんので、これもまた後日わかり次第報告したいと思いますので。よろしいでしょうか。隣の負担金の算出方法ちょっとわかっておりませんので。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） し尿処理、先ほどの東総衛生組合にしても、それから水道にしても、それからごみにしても、みんな料金が違うわけです。これは、例えば、山武でいわゆる平均値というのがあるわけです。一般家庭で、月々、水道の場合2カ月でしょうけれども。いわゆる平均的な家庭で何リッター使った場合の料金格差、ごみの場合もあれは袋の値段で出てくるわけですから。これはやっぱり、やがては匠瑤市民にもあっちがこうだからこうだというような形での影響というのは出てくるわけです。当面の料金差というものも出てくるわけですから、これは、できるだけ早々、今議会中に、ここに議員全員の皆さんにその実態の調書を調べてお配り願いたいと、それはできますか。今、実態が掌握されてないようですから、これ以上私も質問のしようがないので、機会を見てから質問するとして、少なくともできるだけ早々に速やかに、ごみ、し尿、水道の実態調書、それを提出いただけるようお願いしたいと思いますがいかがですか。

○議長（及川新三郎君） 古作環境生活課長。

○環境生活課長（古作和英君） ただいま請求のありました資料につきましては、議長と協議の上、決めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 江波戸勝男君。

○36番（江波戸勝男君） 私は、今手持ちがないんですが、そう古い話ではない、1カ月か2カ月ぐらい前だと思いますが、山武水道と八匠水道どちらが高いのか、同じなのかということで、ちょっと聞かれたことがありましたので、平均家族の平均使用水量ということで計算をしていただきましたところ、山武水道の方が安いと、こういうふうに報告を受けまして、私は、そういう認識を持っておるわけですが、いずれにしても、環境生活課の方でもう一度確認をしていただければと思いますので、よろしくお願ひをいたします。答弁は要りません。

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案第29号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第29号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第30号 八日市場市外三町消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八日市場市外三町消防組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） これは消防組合のとりわけ議会の構成の内容が光町の合併によって変更するということなのですが、やっぱりこれも全体的に組合の議員が14名から10名、とりわけこういう一部組合関係の議会が総体的にこういうふう空洞化する、いわゆる議会としての権威がだんだん喪失する、私は、こういうことがあっては本来はならないと。とりわけ、議会選出の議員が匝瑳市4人、横芝光町3人と、これ人口対比からして、有権者比からして、これ妥当なんですかね。長が推薦する議員は匝瑳市が2名、横芝光町が1名、やっぱり衆議院とか参議院なんかも今、あるいは県会議員なんかもそうなんです、有権者対比による民意の反映ということで裁判になっているほど有権者の意思の反映というのか、そういうことで大問題になっている。こういうものだけ、ただ黙視していいのかなとちょっと疑問に思うんです。やっぱりこういうところこそ住民の数、あるいはこれは消防ですから、例えば家屋の数による平等の反映というか議員の数の決定と、ただこういうことになると、やっぱり議会というのは全く形式的なセレモニーになってしまうわけです。一部組合なんかは特に。シャンシャン何でも理事者側、あるいは執行部側がつくった予算にしたって、決算にしたって何でもかんでも、何でもそのままストレートに議会を通さないはずいから、ただ形式的に議会を置いて、そこに提案してただ通すと。格好はつきますけれども、内容は伴わないと。その原因が私はここにあると思うんです。私は、このことは、市長も御存じのように、東総衛生組合のときなんかにも、私もそれはおかしいと、今後、いろいろな角度から検討、研究してみるというような話だったんですが、結果的には、私が危惧したような形の規約改正になるわけです。私は、やっぱりこれはちょっと賛同できませんよ、30号。原則上の問題ですから、これは。簡単なもんなら賛成、賛成というのがいいんですけども、これが原則

上の問題ですから、その点で、八日市場市の場合は重要な位置に立っているわけですから、消防担当の部局の所管を持っている方は、そういうようなことをきちんと主張すべきだと思うんですが、そんなことを主張したんですか。これからどういう姿勢で臨まれるんですか。民主主義というのは、それこそ大変な命がけで勝ち取ってきたものですから、本当に大事にしなければならないものですから、それがこんなような形でいい加減に決められるというのは、何の根拠もないような形で決められるというのは、私は精神的、気分的に本当に容認できないです。いかがですか。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） この規約改正の関係の会議につきましては、事前に私も出席をさせていただきまして、ただいま主張したのかということでありましたけれども、議員の数の増員に対しては主張はしておりません。実際に会議の中では、実際に構成団体が減ることになるという中で数は減らすべきだと、こういう意見が大勢を占めていたのが実情でございます。

○議長（及川新三郎君） 大木傳一郎君。

○37番（大木傳一郎君） ですから、そういうような雰囲気の中で、やはり、原点に立った主張を、八日市場市はそれだけの知能を持っていると思うんです、知能と特に消防の場合は影響力を。八日市場市が主張しなければどこも主張しませんよ。八日市場市の市の職員こそリーダーシップを発揮すべきなんです。それだけの能力を八日市場市の市の職員は持っているわけです。一番高い知性を私は持っていると思っていますから。それが言わなかったら、なだれ現象的に私はなることは目に見えているわけです。これ以上聞きませんけれども、そういう腹づもりで何事これから当たってもらいたいというのが趣旨なんです。ぜひ、本腰入れて、腰が入っていないんだよな、そこがな。いざというときには筋が。ぜひ、今後そういう腹づもりで何事においても、やっぱり常に住民のサイドに立ってやっていただきたいということを強く要望します。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はありませんか。

椎名嘉寛君。

○7番（椎名嘉寛君） 1点お伺いしたいと思うんですが、それは、議員の任期の関係であります。6条で、組合議員の任期ということで、今回の改正、今までは2年だったんですけども、今回はこの改正によって議員の任期によるものとしということですから、通常であれば4年というふうになりますよね。5条では、長の推薦による議員は2年ですよね。5条で

推薦される匝瑛市2名ですけれども、この2名の方の任期は6条で2年ということになっているわけですけれども、これは2年ですから改正前と同じですが、同じ議員でも長の推薦は2年、そうでない者は4年ということになるわけですけれども、4年になるわけですけれども、変わった理由ですね。どういう理由でこのように今回改正されるのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） 今までですと議員の任期が2年ということで、長の推薦、それから議会選出についても2年ということであったんですが、これにつきまして、議員の任期が2年ということになりますと、2年ごとに空白期間ができると、こういう説明でありまして、それを回避するために議員の任期にしたと、そういうことのようにございます。

それで、この議員の任期という規定の仕方については、ほかの一部事務組合でも同じような規定の仕方をしていると、それを参考にしたということでございます。

○議長（及川新三郎君） 椎名嘉寛君。

○7番（椎名嘉寛君） 2年では空白の期間が出るというようなお話ですけれども、ちょっとその辺もう少し具体的に説明をいただきたいと思うんですが。

○議長（及川新三郎君） 那須総務課長。

○総務課長（那須章典君） これは、たまたま旧八日市場市の場合にはいつも6月でそれぞれ一部事務組合の議員さんの改選があったわけですけれども、その時点で、実際に任期が切れる前に議会の方をお願いして、事前に任期が切れる前に議会の方をお願いできればよかったんですが、たまたま多分任期が議会の開会前に実際に切れているということの中で、6月に選出された場合には、その切れた任期の間の6月の選出されるまでの期間が空白になっていたと、そういう現状があったようでございます。そういう中から、議員の任期に規定の中では変えていきたいと、こういうことのようにございます。

○議長（及川新三郎君） 椎名嘉寛君。

○7番（椎名嘉寛君） ちょっとそれはテクニックの関係で空白をつくらないような方法はできるのではないかと私は思うんですけれども、いずれにしてもこういった形で提案されているわけでありましてけれども、先ほどから出ているように、やはりそうしたところは担当者としてももう少し意見を言っていたきたいというように私は考えます。

なぜそういうことを申し上げるかと言うと、実際に、消防議員今やらせていただいているんですが、同じ議員であっても、片や2年、片や4年というような形になってくるわけです。

よね。ですから、やはり、今度そうした議会として選出する場合も非常に困難をきわめるといようなことが想定されますので、できるだけその辺は同じような体制でやっていただければなというように考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（及川新三郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案第30号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第30号の質疑を打ち切ります。

次に、議案第31号 八匠介護認定審査会の共同設置の廃止についてを議題とします。  
質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） お諮りいたします。議案第31号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。これをもって、議案第31号の質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（及川新三郎君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決に入ります。

これより議案の採決に入ります。

ただいまの出席議員数は35名であります。議案第20号 千葉県自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 千葉県自治センターの解散に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号 千葉県自治センターの解散に伴う財産処分に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 九十九里地域水道企業団を組織する地方公共団体の数の減少及び九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体から匝瑳郡光町を除くことに伴う財産の処分に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 東総衛生組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 八匠水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 八日市場市外三町消防組合を組織する地方公共団体の数の減少及び八日市場市外三町消防組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号 八匠介護認定審査会の共同設置の廃止について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（及川新三郎君） 御着席ください。

起立多数、賛成多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



#### 次会日程報告

○議長（及川新三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。3月13日月曜日は質疑調整のため休会とし、3月14日火曜日は定刻より会議を開き大綱質疑を行います。



#### 散会の宣告

○議長（及川新三郎君） 本日はこれにて散会いたします。

午後 3時55分 散 会